

(案)

鎌倉市のみどり

(緑の基本計画推進の取組)

令和 7 年度版

(令和 6 年度までの実績)



緑の質の向上を目指した「市民の身近な森づくり事業」での緑地整備（常盤山特別緑地保全地区）
令和 6 年度の竹林整備とモニタリングで確認できた動植物の例

鎌 倉 市

令和 7 年●月

平和都市宣言・鎌倉市民憲章・市の木市の花

平和都市宣言

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木市の花

制定 昭和 50 年 10 月 25 日

・市の木 ヤマザクラ（オオシマザクラを含む＝バラ科）

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

・市の花 リンドウ（リンドウ科）

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取組)令和 7 年度版 目次

○ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章・市の木市の花

I 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画の概要	2
2. 都市特性と緑の現況	4
3. めざす緑の方向性	5
4. 緑の将来都市像の実現のための方針	6
5. 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系	10
(1) グリーン・マネジメント	10
(2) リーディング・プロジェクト	11
(3) 計画指標	12
6. 緑地指定等の目標のまとめ	16
(1) 地域制緑地等の指定目標	16
(2) 施設緑地の整備目標	18
(3) 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図	20

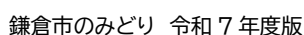
II 計画推進の取組と実績

1. 施策推進のための制度・事業	25
2. 制度・事業別の取組と実績	28
(1) 緑地保全に係る法制度	28
(2) 法制度に基づく契約・協定等	37
(3) 市独自の緑地保全等に係る制度等	39
(4) 緑地保全財源の確保等	43
(5) 緑地の質の向上	47
(6) 都市公園等の整備	50
(7) 都市公園等の質の向上	56
(8) 民間活力による公園施設の設置・管理	56
(9) その他のオープンスペースの確保	57
(10) 緑化に係る法制度	58
(11) 公共施設の緑化	59
(12) 市民が主体となる緑化への支援	61
(13) 緑化推進団体の育成と連携	64
(14) 緑の知識の普及	68
(15) 緑に対する意識の高揚	71
3. 特定地区に関する取り組みと実績等	79
※鎌倉市緑の基本計画の第Ⅱ編第4章「特定地区の保全・整備・緑化の方針等」及び「資料編」のうち、施策の進展等に応じて更新すべき内容を中心にして掲載したものです。	
(1) 都市計画等により定める区域	79
(2) 主な都市計画公園・都市公園	82
(3) 緑の基本計画で設定する区域	87
4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績	88

I 緑の基本計画の概要

※「I 緑の基本計画の概要」は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)の概要に施策の進展を反映させる等した上で掲載したもので、「地域制緑地等の指定目標」「施設緑地の整備目標」「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」は策定後の施策の進展等に応じて更新しています。なお、同計画は、行政資料コーナーで頒布しているほか、市内各図書館、みどり公園課ホームページでご覧になれます。

1. 緑の基本計画の概要



(1) 計画の位置づけ

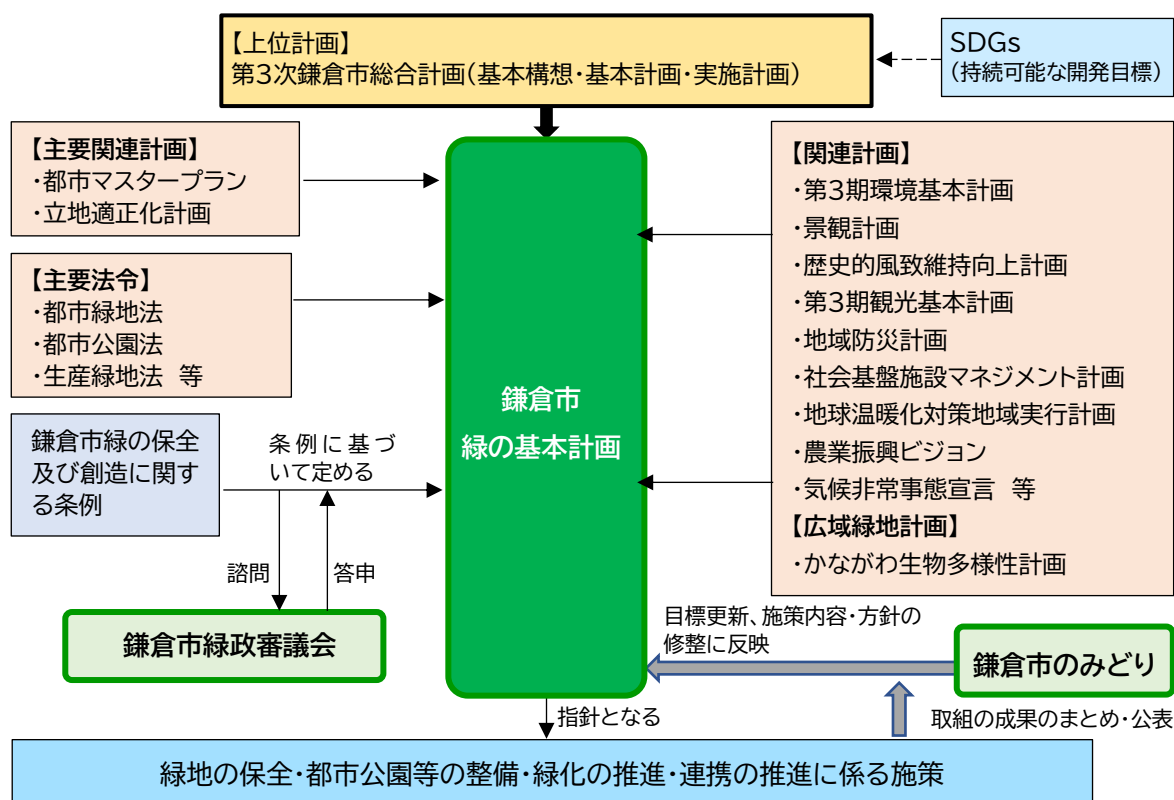
1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進するために策定する計画です。

2) 計画の位置づけ

本計画は、鎌倉市総合計画に掲げる将来都市像を実現するための緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画や関連計画との関係は次のように示されます。

本市では、緑の基本計画に基づく毎年の取組の状況を「鎌倉市緑政審議会」に報告した上で、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」で公表し、進行管理に活用しています。



(2) 計画期間・計画フレーム

1) 計画期間

○令和4年(2022年)～23年(2041年)までの20年間とし、中間年次を令和13年(2031年)とします。

2) 計画対象区域

○本市の全域(約3,966ha)を計画対象区域とします。(国土地理院が公表した令和3年10月1日時点での面積(km²)を都市計画的な表記(約ha)にしています。)

3) 計画対象人口

○20年後の計画対象人口を約156,000人(2040年の目標人口を採用)と設定しています。

2. 都市特性と緑の現況

(1) 都市特性

- (1)人口約 17 万人の都市
- (2)緑豊かな住宅都市としての土地利用
- (3)豊かな自然をもつ
- (4)多面性を有する都市構造
- (5)古都の歴史的風土
- (6)豊かな自然と魅力ある景観
- (7)日本有数の観光都市

(2) 緑が有する7つの機能

本計画では、緑が持つ諸機能を、グリーンインフラとしてどのように活かしていくかという観点で、緑のあり方を検討しています。

1 歴史文化を守る



若宮大路

社寺・史跡・遺跡等の歴史的遺産、文化財等は、庭園や境内地の樹林、周囲の自然的環境などの緑と一体性を持つことで親和感が増大し、その存在価値が高くなります。

2 安全安心をもたらす



岩瀬下関防災公園



鎌倉広町緑地

火災の延焼を遅延・防止する他、災害時の避難場所となります。
雨水流出量を調整し土砂災害を防止するなど、防災・減災に役立ちます。

3 環境負荷を和らげる



鎌倉文学館



天園ハイキングコース

緑陰の提供、気温の調節、大気汚染の改善などに寄与します。
二酸化炭素を固定・吸収し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和に寄与します。

4 生き物を育む



鎌倉中央公園

野生生物の生息・生育環境をつくり、生物多様性保全の基盤を形成します。

5 交流とふれあいを広げる



衣張山(浄明寺)



今泉台六丁目公園

コミュニティ活動、休息、子供の遊び、健康スポーツ、自然とのふれあいなど、市民の様々な交流活動の場となります。

6 美しい景観をつくる



七里ガ浜緑のpromenade

地域固有の美しい風景、良好なまち並み景観を形成します。新たな都市の魅力を創出し、地域の活力を高めます。
特色ある歴史文化や自然景観は、多くの人々を引き付ける観光資源となります。

7 暮らしを支え豊かにする



アジサイの鉢植え(大町)



農地(関谷)

潤いのある生活環境の基盤となり、暮らしの快適性を高めます。
農地は新鮮な農作物を生み出し、人々の生活を支えます。

3. めざす緑の方向性

(1) 基本理念

「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」

(2) 緑の将来都市像

- ① 緑が都市環境の基盤を形成している都市
- ② 緑と歴史文化が融合した都市
- ③ 緑による安全安心が保たれている都市
- ④ 緑が環境負荷を和らげている都市
- ⑤ 緑の中で活発な交流ふれあい活動が広がる都市
- ⑥ 身近な生活空間に緑が豊かに存在する都市
- ⑦ 多くの市民が緑を育てていく都市
- ⑧ 広域的な緑のネットワークの中核をなす都市

(3) めざす緑の方向性 -グリーンインフラの考え方-

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する多様な機能を活用して、様々な社会課題を解決し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組をいいます。本市では、既に、このグリーンインフラの概念を先取りする形で様々な取組を行ってきていますが、この方向性に沿ってさらに前進し、緑の将来都市像の実現を目指します。

<1>流域で考える

<2>緑をつなぐ

1 様々な施設に緑を取り入れます。 2 水と緑のネットワークを作ります。

<3>緑を活かす

自然のもつ多様な機能を活かします。

<4>みんなで取り組む

多様な主体が連携し、緑のまちづくりを進めます。



4. 緑の将来都市像の実現のための方針

(1) 緑の将来都市像の実現に向けた方針

1) 歴史文化を守る緑



自然と共生してきた歴史文化を次世代に継承します。

日本を代表する古都の歴史的風土を構成する緑を、一体的に保存します。また、地域の歴史的遺産、文化財等にも目を向けて、歴史文化と緑の融合が感じられる環境を広げます。

- 古都の歴史的風土を構成する樹林地を一体的に保存し、継承します
- 歴史文化とのふれあいの場の保全・活用を図ります
- 市域に分布する歴史文化資源と結びついた緑を保全・活用します
- 歴史文化の緑を支える連携を推進します

2) 安全安心をもたらす緑



大規模地震の発生に伴う市街地火災・津波被害や気象災害の激甚化に伴う土砂災害の発生が予測される中で、様々な災害の防止や減災につながる緑を適切に保全し管理します。

- 延焼防止機能を有する緑を保全・創造します
- 災害時の避難場所となる緑・オープンスペースを確保します
- 緑・オープンスペースの洪水調整機能を高めます
- 土砂災害の発生防止につながる緑を保全し、管理します

3) 環境負荷を和らげる緑



脱炭素まちづくりに向けた樹林地の二酸化炭素の吸収・固定機能の向上など、都市の環境負荷低減につながる緑を保全・創出し管理します。

- 環境機能の向上に繋がる緑を保全します
- 環境負荷の低減につながる市街地の緑を保全・創出します
- 環境を支える連携を推進します

4) 生き物を育む緑



生物多様性を保全するためには、生物の種の多様性が確保される緑の環境を維持するとともに、生態系の多様性が維持されるよう、様々な水・緑の空間をつなげて生態系ネットワークを形成していくことが重要です。この視点に立って、流域ごとの「種の地域性」にも配慮した生き物を育む水と緑を保全し、連続性を高めて在来種の保全に繋がります。

- 生態系ネットワークの骨格をつくる山・川・海浜の自然環境を保全します
- 身近な生物と重要性の高い動植物の生息・生育地となる緑を保全します
- 生き物を育む緑を支える連携を推進します
- 自然観察の場の充実を図ります

5) 交流とふれあいを広げる緑



身近な生活空間や市域の様々な場所で、市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるよう、市民要望を取り入れた公園づくりや管理を進めます。

また、市民や来訪者が歴史文化や美しい景観とふれあい、自然的環境の中でのレクリエーション活動等が楽しめる場を提供します。

- 利用の促進や価値の向上につながる公園や緑地の質の向上を進めます
- 個性ある公園づくりを進めます
- 歴史文化や美しい自然・景観とのふれあいの場を増やします
- 楽しく歩ける道のネットワークを形成します
- 交流とふれあいの緑を支える連携を推進します

6) 美しい景観をつくる緑



鎌倉市景観計画に示す景観形成の基本方針等を踏まえて、本市の景観を特色づける緑を大切に保全するとともに、各地域の特色ある景観を創り出している緑を保全・創出し、地域の魅力を高めます。

- 鎌倉を特色づける山・海其自然景観の緑を保全・継承します
- 地域の個性や魅力の向上につながる緑を保全・創出します
- 新しいまちの魅力を高める緑を整備・創出します
- かまくら景観百選に選定されている水・緑の景観を保全・活用します
- 景観をつくる緑を支える連携を推進します

7) 暮らしを支え豊かにする緑



生活の身近な場所での、「暮らしの快適性を高める緑」、「身近な生き物とふれあえる緑」、「交流や散策・休養・まち歩きを楽しむ緑」、「まちの魅力を高める緑」などを、市街地の立地や土地利用に合わせて保全・創出し、生活と結びついたまちの緑の充実とネットワーク形成を図ります。

- 身近な生活空間の緑を増やし、緑の連続性を高めます
- 道路・河川・公共施設等の社会インフラ施設の緑を増やし、緑の連続性を高めます
- 暮らしの緑を支える連携を推進します



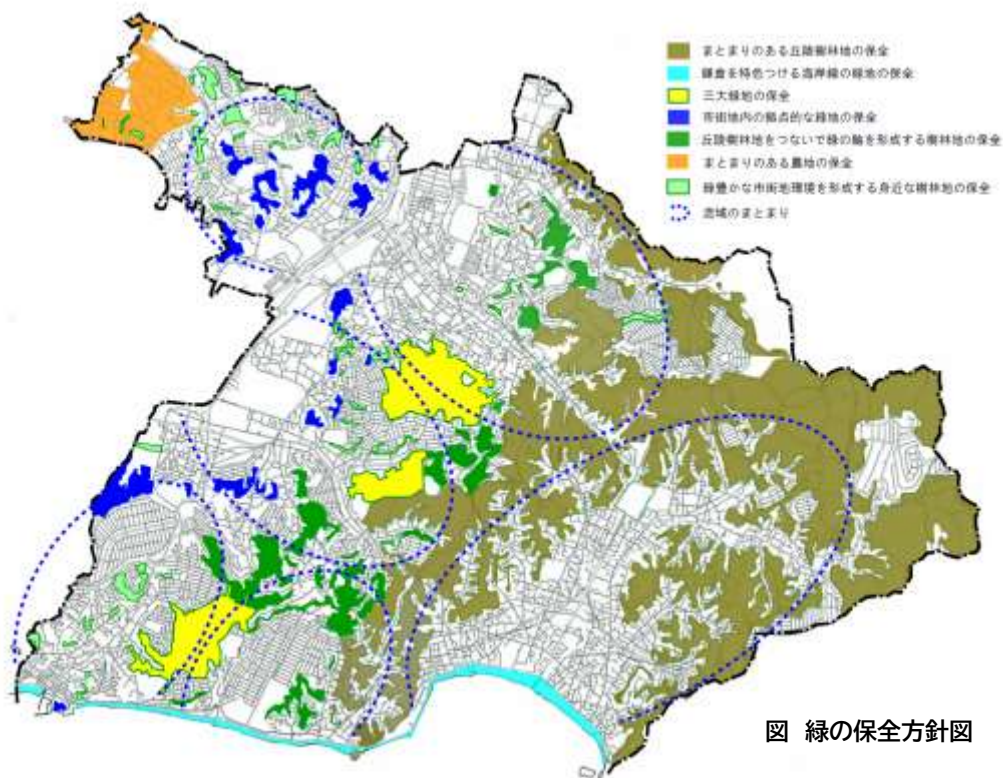
谷戸の住宅地(衣張山 浄明寺)



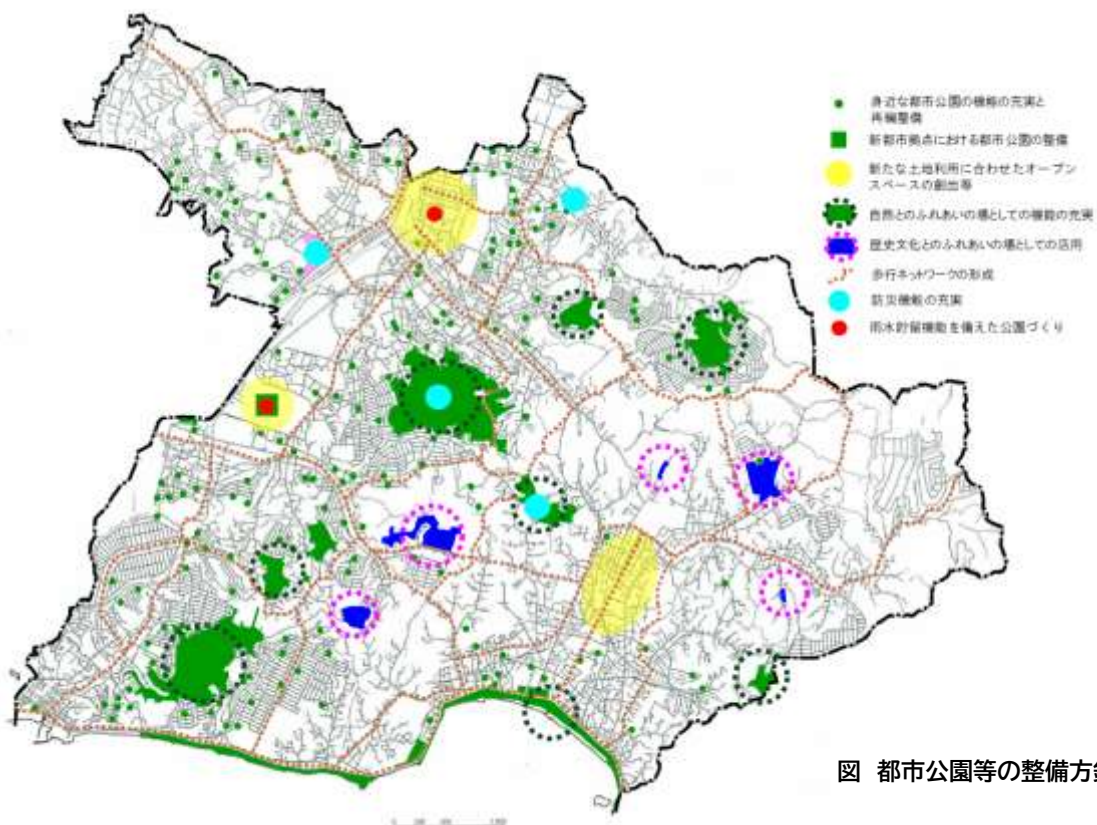
社寺の背景となる緑地(半僧坊 山ノ内)

(2) 保全・整備・緑化・連携の施策

1) 緑地の保全



2) 都市公園等の整備



3) 緑化の推進

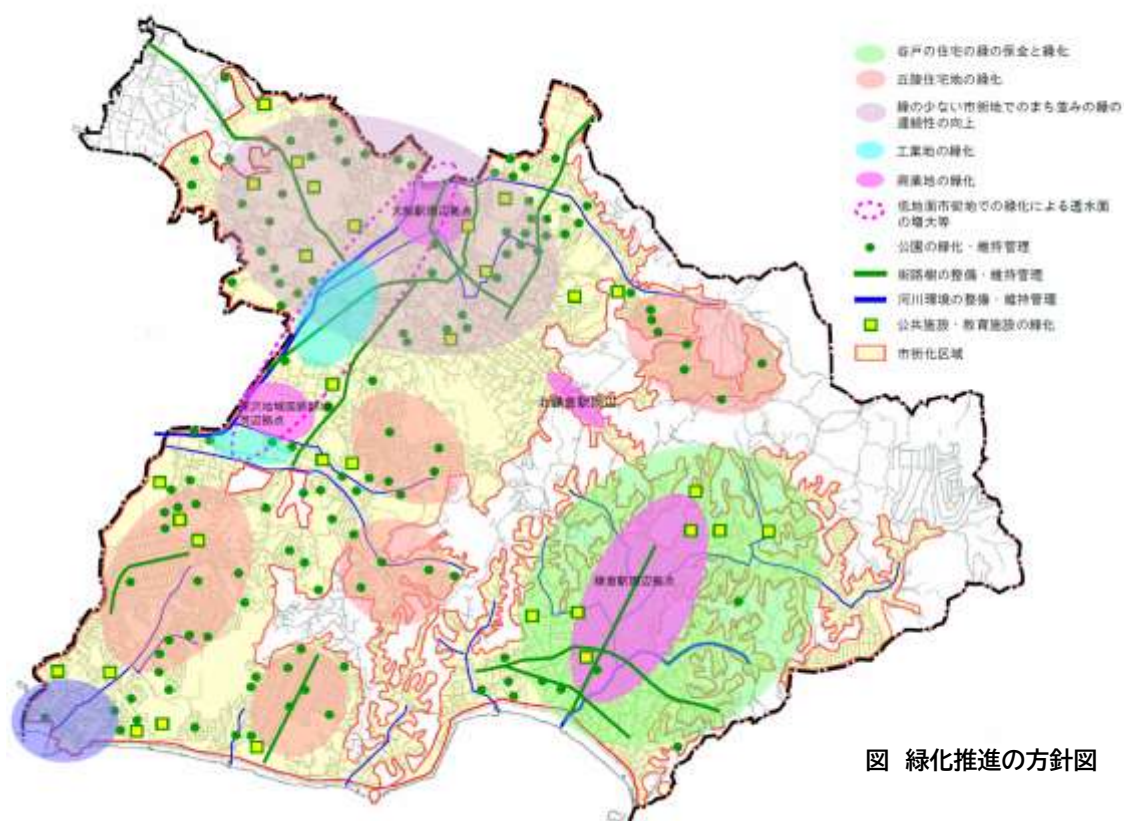


図 緑化推進の方針図

4) 連携の推進

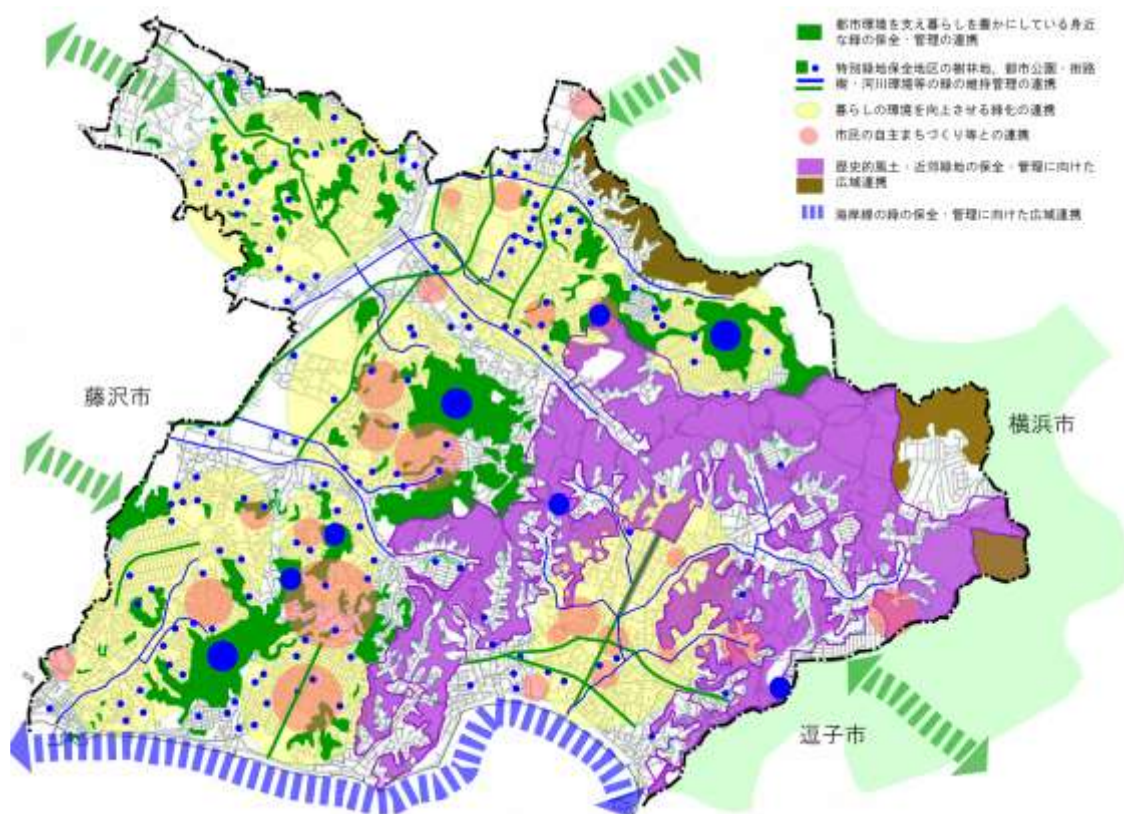
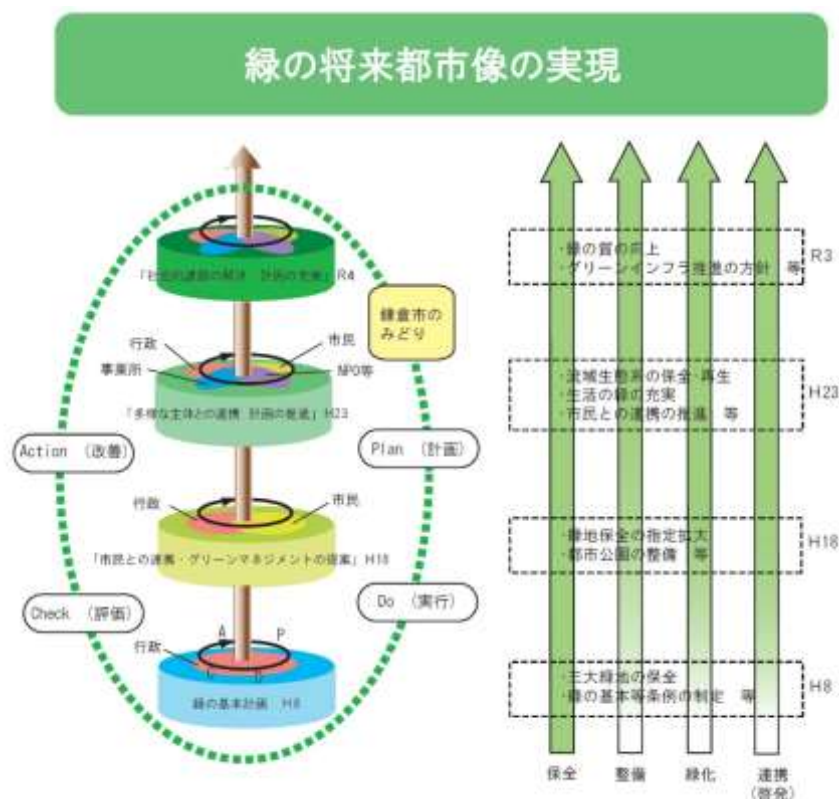


図 連携推進の方針図

5. 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系

(1) グリーン・マネジメント

本計画の施策展開の柱とする、PDCA サイクルを取り入れた計画の進行管理の考え方です。



■全ての緑の対象化

本市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川における全ての緑を対象とします。

■目標・視点の共通化

それぞれの緑を個別の視点で見るのではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。

■効率性・透明性の確保

効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。

■明確な目標設定

明確な目標を設定し、PDCA サイクルの考え方を取り入れた事業管理を行います。

■データ・情報通信技術の活用

地理情報や各種調査結果を集積・分析し、緑政審議会の意見を聴きながら、データに裏付けされた施策展開を図っていきます。

■持続可能な運営体制

緑地保全基金の着実な運用や、ボランティア体制の整備など、災害等、突発的な事態にも強い運営体制の構築を図ります。

■市民

緑への理解を深めると共に、住宅敷地の緑化や緑のまちづくりのための様々な活動に参加する。

■事業者

事業所敷地内の緑化に取り組むほか、社会貢献の一環として緑の保全や緑化に関する活動等を企画・参加・支援する。

民間企業等のノウハウを活かした環境ビジネスを通じて、緑のまちづくりに貢献する。

■行政

国県や、他の自治体と連携し、緑の将来像の実現に向けた各種施策を着実に推進する。

市民や事業者の緑のまちづくり活動への参加について支援する。

緑に関する調査や情報提供を積極的に行う。

(2) リーディング・プロジェクト

計画を実現する上で特に重要と思われるテーマを設定し、重点的に実施していくものです。

1 緑の質の向上 －災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して－

- ①土地所有者の維持管理支援の強化
 - ②間伐などの積極的な手入れによる緑の機能の向上
 - ③質の高い緑地空間の創出
- 【計画指標】
- 市有緑地は、緑地維持管理計画に沿って災害リスクの高い緑地での危険木等の伐採を行います。
 - 民有緑地維持管理助成事業を進め、適正な維持管理が行われている樹林地を増やします。

2 緑のネットワークの形成 －豊かな市街地環境をつくる緑－

- ①保全すべき緑地の確保、都市公園等の整備
 - ②民有地の緑化の支援
 - ③多様な主体との連携による身近な緑の保全及び緑化
- 【計画指標】
- 緑地の保全が確実に担保されている、地域制緑地の指定を進めます。
 - 市民等が利用する公園等の整備を進めます。
 - まち並みのみどりの奨励事業により民有地の緑化を支援します。

3 多様な連携と資源の利活用 －共生の実現－

- ①緑地の維持管理の担い手の育成
 - ②緑とオープンスペースの積極的活用
 - ③多様な主体との連携
- 【計画指標】
- 市民が主体となる緑の取り組みを支援します。
 - 都市公園の老朽化等に対応し、機能の見直しや施設の更新を行います。

(3) 計画指標

グリーン・マネジメントによる緑の将来都市像の実現に向けた取組について、計画指標を設け、令和3年度(2021年度)の実績値を基準値として、年度ごとの推移を取りまとめます。また、実績値に対し、動向及び今後の課題等について、市としてのコメントを記載し、グリーン・マネジメントに反映します。

1) 緑の質の向上 — 災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して —

①市有緑地は、緑地維持管理計画に沿って災害リスクの高い緑地での危険木等の伐採を行います。

計画指標	危険木の伐採、枝払いの本数				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
19本	21本	24本	34本		
〈動向〉 限られた予算額の中では対応できる件数が限られるものの、これまでは毎年度の実施本数が20本程度であったが、令和6年度は例年以上の対応を図ることができた。今後、気候変動による対応本数の増加が懸念される。					
〈コメント〉 市有緑地については、住民要望に対応するほか、鎌倉市緑地維持管理計画に沿って、危険木の伐採や枝払いなどの維持管理を進めており、現計画では、家屋や道路に接する緑辺部のみでの伐採や枝払いを実施している。今後、計画改定の際には、緑地内部の枯損木等への対応の必要性について検討していく。					

②民有緑地維持管理助成事業を進め、適正な維持管理が行われている樹林地を増やします。

計画指標	適正な維持管理が行われた樹林地の面積(竹林を含む)				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(面積)約50.0ha	約16.0ha	約28.0ha	約22.0ha		
(申請件数)79件	59件	85件	70件		
〈動向〉 計画指標は、助成の対象とした緑地の登記簿上の筆面積合計としており、筆面積の大小によって数値が大きく増減しているが、申請件数はほぼ横ばいであり、例年と変わらずに対応が来ている。					
〈コメント〉 今後も制度の周知に努めると共に、森林環境譲与税などの財源を十分に確保しながら事業件数等の推移を注視していく。計画指標については、登記簿上の筆面積の合計値ではなく、伐採や枝払いの本数などの実数とするよう検討していく。					

③緑地を保全することにより、二酸化炭素の吸収源を確保します。

計画指標	CO2吸収量 (緑の基本計画、表4-1の②の係数を用いて、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の面積から算出する。)				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,161.2トン-CO2	1,161.2トン-CO2	1,161.2トン-CO2	1,165.8トン-CO2		
(計算式) 1.54トン-CO2/ha・年(係数) × 757ha (係数は国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」による)					
〈動向〉 令和6年度に植木特別緑地保全地区(約3.0ha)を都市計画決定したことにより、CO2吸収源となる緑地を担保することができた。なお、この計算式による吸収量(実績値)は、約400世帯の年間CO2排出量に相当する。 ^{※1}					
〈コメント〉 今後も緑の基本計画に記載する特別緑地保全地区の指定を進めていく。					

※令和2年度家庭部門のCO2排出実態統計調査(環境省)によると、世帯当たりの年間CO2排出量は2.88トン-CO2となります。

※1令和6年度の実績値である1,165.8トン-CO2は、約400世帯の年間CO2排出量に相当します。

(計算式: 1,161.2(t-CO2) / 2.88(t-CO2) = 約400世帯)

※2 鎌倉市は 77,000 世帯あるため、 $77,000 \times 2.88 = 221,760 \text{ t}$ が年間で排出されており、その約 0.5% を地域制緑地が吸収していることとなります。

④公園・緑地を整備することにより、二酸化炭素の吸収源を確保します。

計画指標	C02 吸収量 (トン-C02/ha・年) (緑の基本計画、表 4-1 の④の係数を用いる。本市では、街区公園等における樹木の本数把握が難しいため、風致公園、都市林、都市緑地、市有緑地を対象とし面積から算出する。)				
基準値	実績値				
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(総面積)244.65ha	252.95ha	252.95ha	252.95ha		
3,848.34 トン-C02	3,978.9 トン-C02	3,978.9 トン-C02	3,978.9 トン-C02		
(計算式) $15.73 \text{ トン-C02/ha・年} \times \text{係数} \times 252.95 \text{ ha}$ (係数は国土交通省 低炭素まちづくり実践ハンドブックによる)					
〈動向〉 吸収源として位置づけている公園や緑地等の面積は、前年度からの数値に増減は無い。なお、この吸収量(実績値)は、約 1380 世帯の年間 C02 排出量に相当する。※1					
〈コメント〉 現在、供用開始に向けて整備を進めている山崎・台峯緑地については、C02 吸収源としての機能が十分に発揮されるように整備を進める。公園整備については、今後も市の財政事情を考慮しながら、緑の基本計画に沿うように事業を進めていく。					

※令和 2 年度家庭部門の C02 排出実態統計調査(環境省)によると、世帯当たりの年間 C02 排出量は 2.88 トン-C02 となります。

※1 令和 6 年度の実績値である(3,978.9 トン-C02)は、約 1380 世帯の年間 C02 排出量に相当します。

(計算式: $(3,978.9 \text{ (トン-C02)}) / 2.88 \text{ (トン-C02)} = \text{約 } 1,380 \text{ 世帯}$)

※2 鎌倉市は 77,000 世帯あるため、 $77,000 \times 2.88 = 221,760 \text{ t}$ が年間で排出されており、その約 2% を市の公園・緑地が吸収していることとなります。

2)緑のネットワークの形成 ー豊かな市街地環境をつくる緑ー

①緑地の保全が確実に担保されている、地域制緑地の指定を進めます。

計画指標	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の指定面積の合計				
基準値	実績値				
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
約 754.0ha	約 754.0ha	約 754.0ha	約 757.0ha		
〈動向〉 特別緑地保全地区指定候補地である植木地区(約 3.0ha)について、令和 6 年 11 月 20 日に特別緑地保全地区として都市計画決定し、緑地の保全が確実に担保できる地域制緑地が増加した。					
〈コメント〉 新規に指定した植木地区は、既指定地である玉縄城址地区と隣接しており、当該地の指定によって、緑地の連続性を確保し、緑のネットワーク形成に寄与している。特別緑地保全地区は、「30by30 目標」等にかかる保護地域面積の対象でもあり、今後も緑の基本計画に記載する特別緑地保全地区の指定を進めていく。					

②市民等が利用する公園等の整備を進めます。

計画指標	供用している都市公園、児童遊園、青少年広場等の合計面積				
基準値	実績値				
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
約 165.86ha	約 174.33ha	約 181.47ha	約 181.56ha		
〈動向〉 開発事業に伴って新たに 2 か所の街区公園が市に帰属された。					
〈コメント〉 新たな公園を増やすことは、現状では非常に難しい状況であり、今後も、新設される公園は、開発事業に伴う提供公園の受納によるものとなる可能性が高い。提供公園を受納する際は、緑のネットワークを考慮しながら指導していく。					

③まち並みのみどりの奨励事業により民有地の緑化を支援します。

計画指標	まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化延長				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
77.4メートル	9.7メートル	83.8メートル	78.96メートル		
(申請件数)8件	2件	9件	9件		
〈動向〉 実績数量、申請件数ともにほぼ横ばい傾向である。					
〈コメント〉 本制度を知らない市民が多いとも考えられ、市ホームページ・広報・SNSなどを活用して周知を継続するとともに、不動産業者や施工業者への周知も図ることや、対象条件や基準などの見直しを検討し、接道緑化を増やす取組を進める。また今後は、市街地緑化に係る制度・事業について、他市の事例も参考に緑のネットワークの形成を図っていく。					

3)多様な連携と資源の利活用 ―共生の実現―

①市民が主体となる緑の取組を支援します。

計画指標	公園・街路樹・市民緑地愛護会、緑のレンジャー、緑の学校の活動日数及び参加者人数				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,138日 21,320人	5,919日 26,335人	5,722日 25,994人	6,459日 27,445人		
〈動向〉 令和6年度に緑地愛護会制度を創設し、提出された報告書から活動回数及び人数の把握が可能となったため、これまでと比較して数値が増加している。					
〈コメント〉 市の財政状況が厳しい中、緑のレンジャーや各愛護会活動が緑の維持管理の担い手として重要な活動になりつつあり、今後も支援を継続していく。また、今後、人口減少が見込まれる中においても担い手の数を担保し、市民による緑保全の取組を様々な形で支援していく。					

②都市公園の老朽化等に対応し、機能の見直しや施設の更新を行います。

計画指標	機能の見直しや施設の更新を図った公園数				
基準値	実績値				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9箇所	22箇所	22箇所	20箇所		
〈動向〉 ここ数年は、年間20箇所程度の更新を図ることができている。					
〈コメント〉 昭和時代の大規模な開発事業に伴い市へ移管された街区公園を中心に、施設の老朽化が顕著に現れている。市内全域で公園施設の点検を実施し、令和3年度までに老朽化が確認された遊具・水飲み・公園灯などの施設については、令和4年度から撤去・更新を実施している。平成30年からは、年に1回の遊具の法定点検が義務となっており、今後も公園施設長寿命化計画を根拠にしながら、不具合を放置することなく効率的な更新を進める。なお、令和4年度からは、新設する遊具についてアンケートを実施するなどにより、ニーズの把握と選定に努めている。					

(参考)市民意識調査結果

計画指標	自然・自然的景観は保全されているか(そう思う・どちらかといえばそう思う)				
基準値	実績値				
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
84.5%	86.4%	83.5%	86.5%		
〈 動 向 〉	市民の 8 割以上が継続して、「市域の緑が保全されている」と感じている。				
〈コメント〉	今後も 8 割台を維持できるように、事業を実施していく。				

令和 6 年度緑政審議会における意見等を踏まえた検討課題

【今後の計画指標について】

令和 4 年の緑の基本計画改定の際に設定した計画指標については、毎年作成する「鎌倉市のみどり」において鎌倉市緑政審議会でも審議のうえで評価していきます。

各指標に対して審議会の意見を踏まえた市の考え方の記載を継続し、新たな技術や知見も踏まえながら、次の緑の基本計画見直しに反映させる考えです。

[鎌倉市緑政審議会(令和 6 年 10 月 29 日)における意見]

○目標値についての意見

- ・計画指標には、目標値があった方が良いのではないかな。
- ・例えば、危険木の伐採などは、母数となる危険木全体の本数が分かって、それに対応した数量を％で表示することはできるか。未対応のものが減っていけば、進捗が分かりやすい。
- ・目標値については、決められるものもあれば、決められないものもある。(ボランティア参加者は多ければ多いほどいい、など)
- ・生物多様性、種の多様性は明文化されていないが、目標値としにくい側面もある。

○設定した指標に関する意見

- ・グリーンインフラとしての機能、雨水貯留・雨水浸透・公園 DX、ボランティアマッチングなどの観点も考えられる。
- ・公園整備に対する計画指標は、公園へのアクセス性(500m圏内に公園がある市民の割合など)を用いてはどうか。
- ・緑の暑熱削減効果が現在の緑の基本計画の評価項目には無いが、以前より重要視されてきている。
- ・接道緑化の延長は、助成事業による増加は数値がでるが、開発行為等により減少した数値が計量できないという課題がある。
- ・若い樹木は CO2 を吸収するので、古い木を切って新しい樹木を植えることを計画指標とできないだろうか。

令和 7 年度緑政審議会における意見等を踏まえた検討課題

6. 緑地指定等の目標のまとめ

(1) 地域制緑地等の指定目標

■地域制緑地等の指定目標*

種 別 面積(約 ha)		現況		計画策定時		計画改定時	
		令和7年 3 月 (2025 年)		平成 7 年 (1995 年)		令和 4 年 (2022 年)	
		市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域
歴史的風土保 存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5
	面積	176	989	161.9	956	176	989
	備考					市街化区域は GIS 計測値 (逗子市分約 6.8ha を含 む)	
歴史的風土特 別保存地区	箇所数	－	13	－	13	－	13
	面積	－	573.6	－	570.6	－	573.6
	備考					約 201.5ha の指定拡大を 要請	
近郊緑地保全 区域	箇所数	1	1	1	1	1	1
	面積	26	294	26	243	26	294
	備考					市街化区域は GIS 計測値	
近郊緑地特別 保全地区	箇所数	－	1	－	0	－	1
	面積	－	131	－	0	－	131
	備考						
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1
	面積	1,095.6	2,194	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194
	備考						
特別緑地保全 地区	箇所数	11	12	0	0	10	11
	面積	44.5	52.4	0	0	41.5	49.4
	備考					GIS 計測値 市街化調整区 域：城 廻 地 区 の 一 部 (3.3ha) + 梶原五丁目地 区(4.6ha) = 7.9ha	
緑地保全地域	箇所数 面積						
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	2.8	171
	備考						
農用地区域	箇所数 面積	－ －	1 46.9	－ －	1 46.9	－ －	1 46.9
生産緑地地区	箇所数 面積	120 15.3	120 15.3	149 18.1	149 18.1	135 17.1	135 17.1
特定生産 緑地地区	箇所数 面積	99 12.9	99 12.9			－ －	－ －
緑地保全推進 地区	箇所数	6	7			6	7
	面積	15.3	36.4			15.3	36.4
	備考					市街化区域は GIS 計測・つ なぎ策であるため法制度適 用後に指定解除の方針	
保存樹林	面積		229.44	3.9	364.10	3.9	241.50
	備考						

※数値目標は、概ねの数値です。歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数値を記載していませんが、令和 3 年度末現在、既に国または県により指定されているものについては、目標数値を掲載しました。

鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方に基づき、令和 4 年 3 月末までの緑地指定等の進展等に応じた数値の更新をしています。

種 別 面積(約 ha)		中間年次 令和 13 年 (2031 年)		目標年次 令和 23 年 (2041 年)		将来都市像	
		市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
歴史的風土保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5
	面積	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域は GIS 計測値(逗子市分約 6.8ha を含む)					
歴史的風土特別保存地区	箇所数	－	13	－	13	－	13
	面積	－	775.1	－	775.1	－	775.1
	備考	約 201.5ha の指定拡大を要請					
近郊緑地保全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1
	面積	26	294	26	294	26	294
	備考	市街化区域は GIS 計測値					
近郊緑地特別保全地区	箇所数	－	1	－	1	－	1
	面積	－	131	－	131	－	131
	備考						
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1
	面積	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,266.1	2,364.5
	備考						
特別緑地保全地区	箇所数	11	12	11	12	17	18
	面積	45.3	53.2	45.3	53.2	86.4	94.3
	備考	植木(3.8ha)				令和 3 年度末既指定面積(49.4ha)+指定候補地面積(44.9ha)=94.3ha	
緑地保全地域	箇所数	－	－	－	－	－	－
	面積	－	－	－	－	－	－
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	－	－
	備考						
農用地区域	箇所数	－	1	－	1	－	1
	面積	－	46.9	－	46.9	－	46.9
生産緑地地区	箇所数	136	136	136	136	136	136
	面積	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
特 定 生 産 緑地地区	箇所数	－	－	－	－	－	－
	面積	－	－	－	－	－	－
緑地保全推進地区	箇所数	6	7	6	7	0	0
	面積	15.3	36.4	15.3	36.4	0	0
	備考	市街化区域は GIS 計測・つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針					
保存樹林	面積	3.9	241.5	3.9	241.5	－	－
	備考						

(2) 施設緑地の整備目標

■施設緑地の整備目標※

種別 面積(約 ha)		現況		計画策定時		計画改定時	
		令和 7 年 3 月(2025 年)		平成 7 年(1995 年)		令和 4 年(2022 年)	
		市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域
街区公園	箇所数	236	239	162	165	232	235
	面積 ㎡/人	21.0 1.2	21.8 1.3	16.0 0.9	18.0 1.1	20.8 1.2	21.6 1.3
近隣公園	箇所数	2	2	0	0	2	2
	面積 ㎡/人	1.4 0.1	1.4 0.1	0 0	0 0	1.4 0.1	1.4 0.1
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	2
	面積 ㎡/人	5.9 0.3	15.4 0.9	1.9 0.1	11.4 0.7	5.9 0.3	15.4 0.9
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1
	面積 ㎡/人	4.3 0.3	7.0 0.4	5.0 0.3	7.0 0.4	4.3 0.3	7.0 0.4
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
基幹公園計	箇所数	240	244	164	168	236	240
	面積 ㎡/人	32.6 1.9	45.7 2.7	22.9 1.3	36.4 2.1	32.4 1.9	45.4 2.7
風致公園	箇所数	3	5	0	1	2	4
	面積 ㎡/人	58.0 3.4	77.5 4.6	0 0	12.9 0.8	58.1 3.4	77.6 4.5
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
都市緑地	箇所数	8	8	6	6	7	7
	面積 ㎡/人	5.1 0.3	7.2 0.4	4.1 0.2	6.2 0.4	4.8 0.3	6.9 0.4
都市林	箇所数	1	1			1	1
	面積 ㎡/人	45.4 2.7	48.0 2.8			45.4 2.7	48.0 2.8
都市公園合計	箇所数	252	258	170	175	246	252
	面積 ㎡/人	141.1 8.3	178.3 10.4	27.0 1.5	55.5 3.2	140.7 8.2	177.9 10.4
児童遊園等	箇所数	28	27	43	46	32	32
	面積 ㎡/人	3.4 0.2	3.3 0.2	8.7 0.5	8.8 0.5	3.7 0.2	3.7 0.2
施設緑地合計	箇所数	280	285	213	221	278	284
	面積 ㎡/人	144.5 8.5	181.6 10.6	35.7 2.1	64.3 3.8	144.4 8.5	181.6 10.6

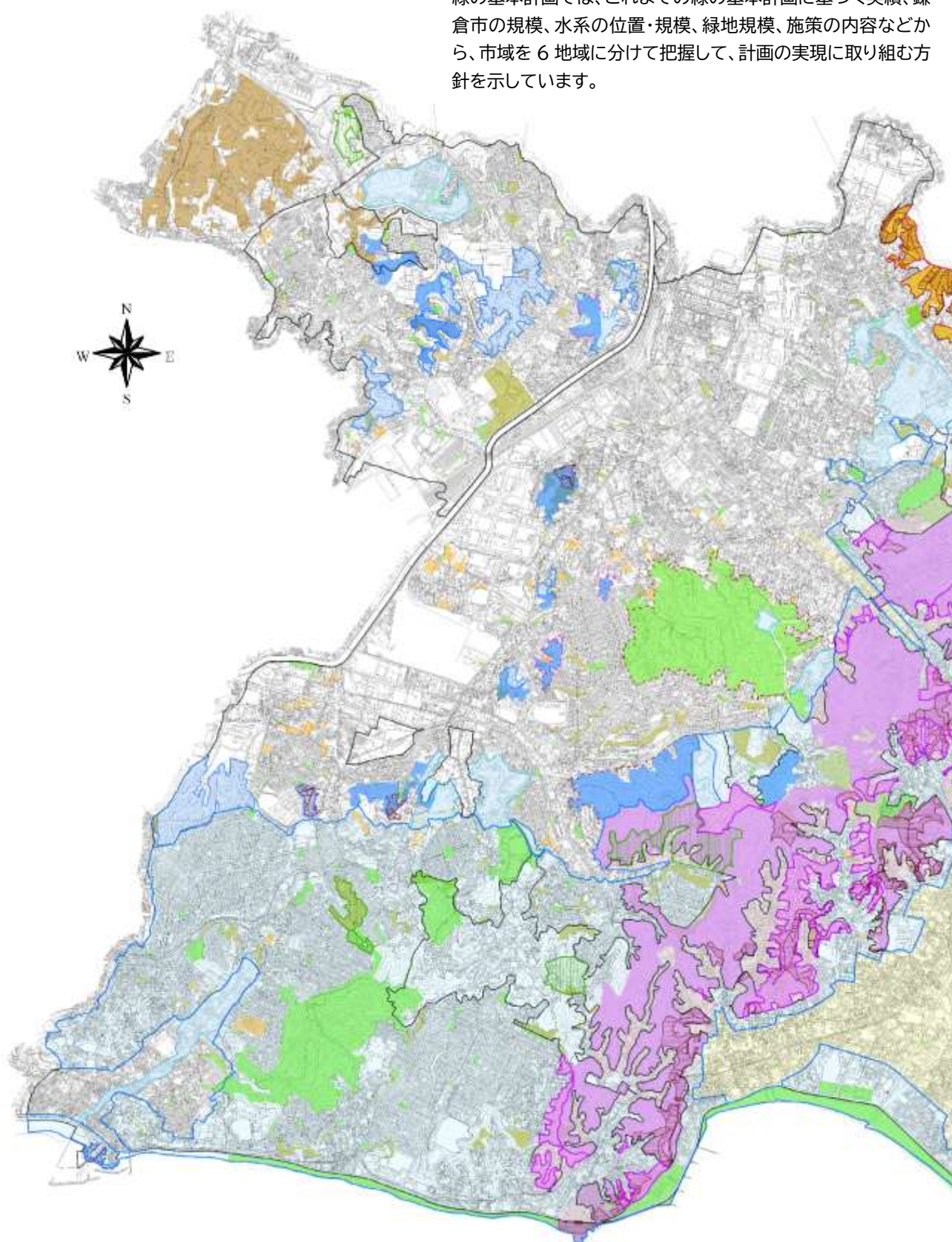
1人当たりの面積は、人口規模を平成7年(1995年)は17.0万人、令和3年(2021年)に17.1万人、令和12年(2030年)に16.3万人、令和22年(2040年)に15.7万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成30年度に実施した簡易人口推計(2019年3月18日時点)の数値で、平成27年(2015年)から平成29年(2017年)の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。令和7年3月は17.0万人としています(市統計担当が公表する同年4月1日の人口数)。

種別 面積(約 ha)		中間年次 令和 13 年(2031 年)		目標年次 令和 23 年(2041 年)		将来都市像	
		市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	都 市 計 画 区 域
街区公園	箇所数 面積 ㎡/人	233 20.9 1.3	236 21.7 1.3	233 20.9 1.3	236 21.7 1.4	233 20.9	236 21.7
	備考	未供用部分の供用開始					
近隣公園	箇所数 面積 ㎡/人	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4	2 1.4
	備考	岩瀬下関防災公園 0.9ha、笹田一丁目公園 0.5ha					
地区公園	箇所数 面積 ㎡/人	1 5.9 0.4	2 15.4 0.9	1 5.9 0.4	2 15.4 1.0	1 5.9	3 18.3
	備考	源氏山公園(9.5ha)調整 9.5ha、笹田公園(5.9ha)				(仮称)関谷公園(2.9ha)調整 2.9ha(GIS 計測)	
総合公園	箇所数 面積 ㎡/人	1 6.6 0.3	1 28.2 0.4	1 6.6 0.3	1 28.2 0.4	1 6.6	1 28.2
	備考	未供用部分の供用開始					
運動公園	箇所数 面積 ㎡/人	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0	0 0
	備考						
基幹公園 計	箇所数 面積 ㎡/人	237 34.8 2.1	241 66.7 4.1	237 34.8 2.2	241 66.7 4.2	237 34.8	242 69.6
	備考	散在ガ池森林公園 12.9ha 調整 12.9ha 鎌倉中央公園 24.6ha 夫婦池公園 7.7ha 調整 7.7ha 六国見山森林公園 6.9ha 山崎・台峯緑地(風致公園)26.5ha				散在ガ池森林公園 32.3ha 調整 32.3ha 鎌倉中央公園 24.6ha 夫婦池公園 7.7ha 調整 7.7ha 六国見山森林公園 6.9ha (仮称)華頂宮公園 0.5ha (仮称)扇湖山荘公園 4.7ha 調整 4.7ha(GIS 計測) 山崎・台峯緑地(風致公園)26.5ha	
歴史公園	箇所数 面積 ㎡/人	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	2 1.0	3 21.3
	備考					(仮称)永福寺公園 8.7ha 調整 8.7ha(仮称)北条氏常盤亭公園 11.5ha 調整 10.6ha 御谷公園 1.1ha 調整 1.0ha(GIS 計測)	
都市緑地	箇所数 面積 ㎡/人	9 14.0 0.9	9 16.1 1.0	9 14.0 0.9	9 16.1 1.0	10 20.3	10 29.4
	備考	浄明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広 1-1 号緑地 0.01ha 手広 1-2 号緑地 0.02ha 津 1 号緑地 0.95ha 津 2-2 号緑地 0.01ha 山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha 山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.3ha 山崎・台峯緑地 8.6ha 山ノ内宮下小路緑地 0.3ha				浄明寺緑地 13.4ha 調整 9.0ha 手広 1-1 号緑地 0.01ha 手広 1-2 号緑地 0.02ha 津 1 号緑地 0.95ha 津 2-2 号緑地 0.01ha (仮称)腰越 2 号緑地 4.0ha (GIS 計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha、山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.4ha、山崎・台峯緑地 8.6ha 山ノ内宮下小路緑地 0.3ha	
都市林	箇所数 面積 ㎡/人	1 45.4 2.8	1 48.1 3.0	1 45.4 2.9	1 48.1 3.1	1 45.4 2.9	1 48.1 3.1
	備考	鎌倉広町緑地 48.1					
都市公園 合計	箇所数 面積 ㎡/人	249 152.3 9.3	255 208.5 12.8	249 152.3 9.7	255 208.5 13.3	254 160.1	262 271.7
児童遊園等	箇所数 面積 ㎡/人	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7	32 3.7
施設緑地 合計	箇所数 面積 ㎡/人	281 156.0 9.6	287 212.2 13.0	281 156.0 9.9	287 212.2 13.5	286 163.8	294 275.4

(3) 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図※

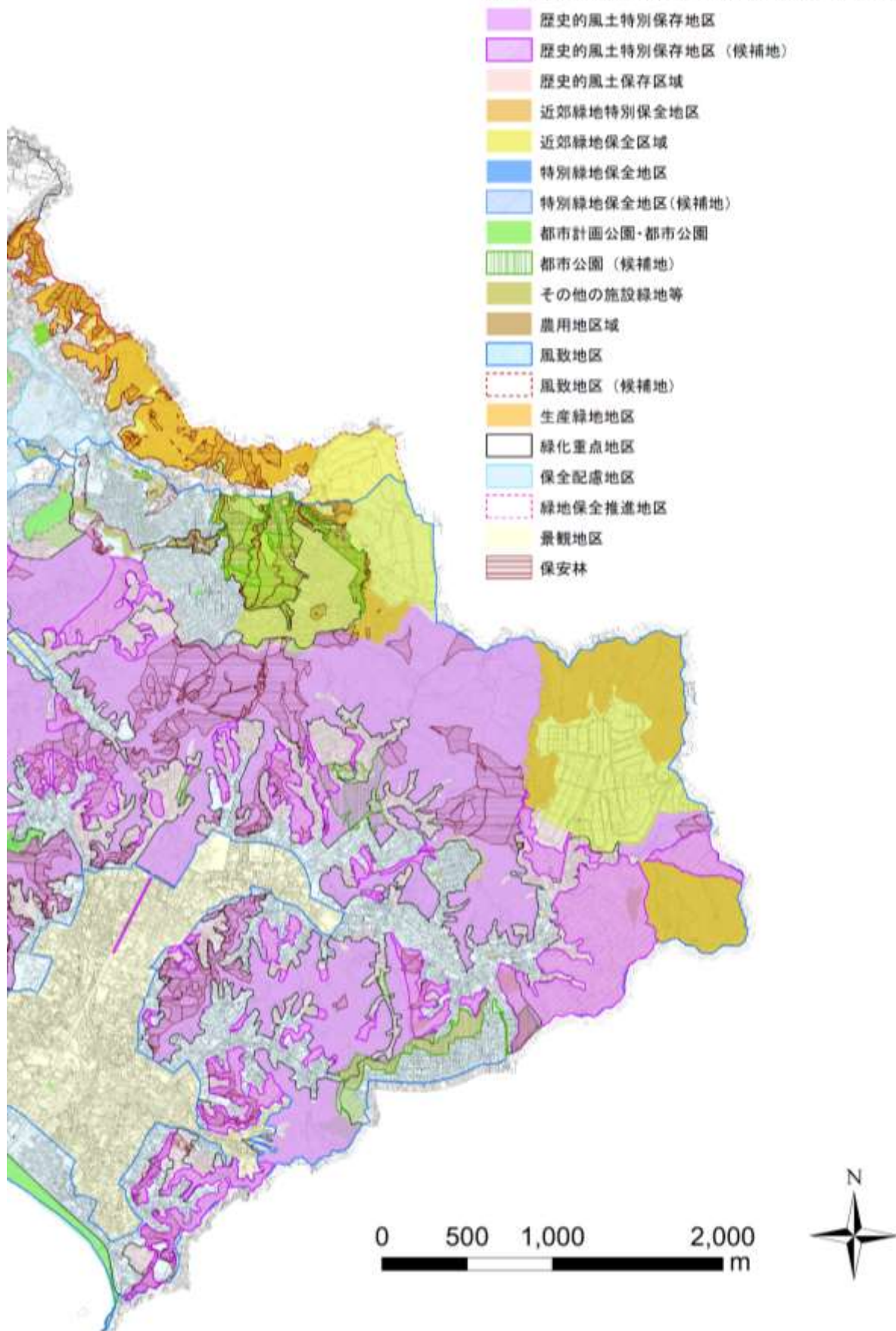
○流域を踏まえた地域概念

緑の基本計画では、これまでの緑の基本計画に基づく実績、鎌倉市の規模、水系の位置・規模、緑地規模、施策の内容などから、市域を6地域に分けて把握して、計画の実現に取り組む方針を示しています。



※ 鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方にに基づき、令和4年3月末までの緑地指定等の進展等に応じた更新をしています。

緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図



[コラム 30BY30 目標について]

2022 年 12 月、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催されました。

そこで、採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年までのミッションとして、

**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め
反転させるための緊急の行動をとる**

とされました。

また、2030 年ターゲットとして、23 項目が掲げられており、そのうちの一つに「30BY30」があります。

この「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」とは、

**2030 年までに、陸と海の 30%以上を
健全な生態系として効果的に保全しよう**

という目標です

30by30 目標は、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理を通して達成していくことになります。

目標達成のためには、国や自治体の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。

[参考:環境省 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>]

Ⅱ 計画推進の取組と実績

《 記 載 内 容 の 説 明 》

- ・[制度・事業名称][内容][方針]等は、緑の基本計画(令和4年(2022年)3月)に示している方針を基本とし、施策の進展等に応じて更新しています。
- ・[これまでの実績]は、令和5年度末現在の各事業の進捗状況等の概要です。
- ・[R5 実績]は、令和4年度の実績の概要です。
- ・[7 年度]として示した数値は、平成8年の緑の基本計画策定時点での基礎数値(平成7年度の実数)です。
- ・[12 年度]として示した数値は、平成13年の緑の基本計画一部改訂時点での基礎数値(平成12年度の実数)です。
- ・[～12 年度]として示した数値は、平成7年度から平成12年度までの累計数値です。
- ・[17 年度]として示した数値は、平成18年の緑の基本計画改訂時点での基礎数値(平成17年度実数)です。
- ・[～17 年度]として示した数値は、平成7年度から平成17年度までの累計数値です。
- ・[～22 年度]として示した数値は、平成18年度から平成22年度までの累計数値です。
- ・[～27 年度]として示した数値は、平成23年度から平成27年度までの累計数値です。
- ・[～2 年度]として示した数値は、平成28年度から令和2年度までの累計数値です。
- ・表中の「ー」は該当する実績が無いことを示しています。
- ・緑の基本計画の施策推進のための制度・事業に含まれていても、掲載すべき取組と実績のない制度・事業については掲載していません。
- ・財団法人鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人鎌倉風致保存会となりました。(本書では「鎌倉風致保存会」として記載しています。)
- ・財団法人鎌倉市公園協会は、平成24年4月1日付で公益財団法人鎌倉市公園協会となりました。(本書では「鎌倉市公園協会」として記載しています。)

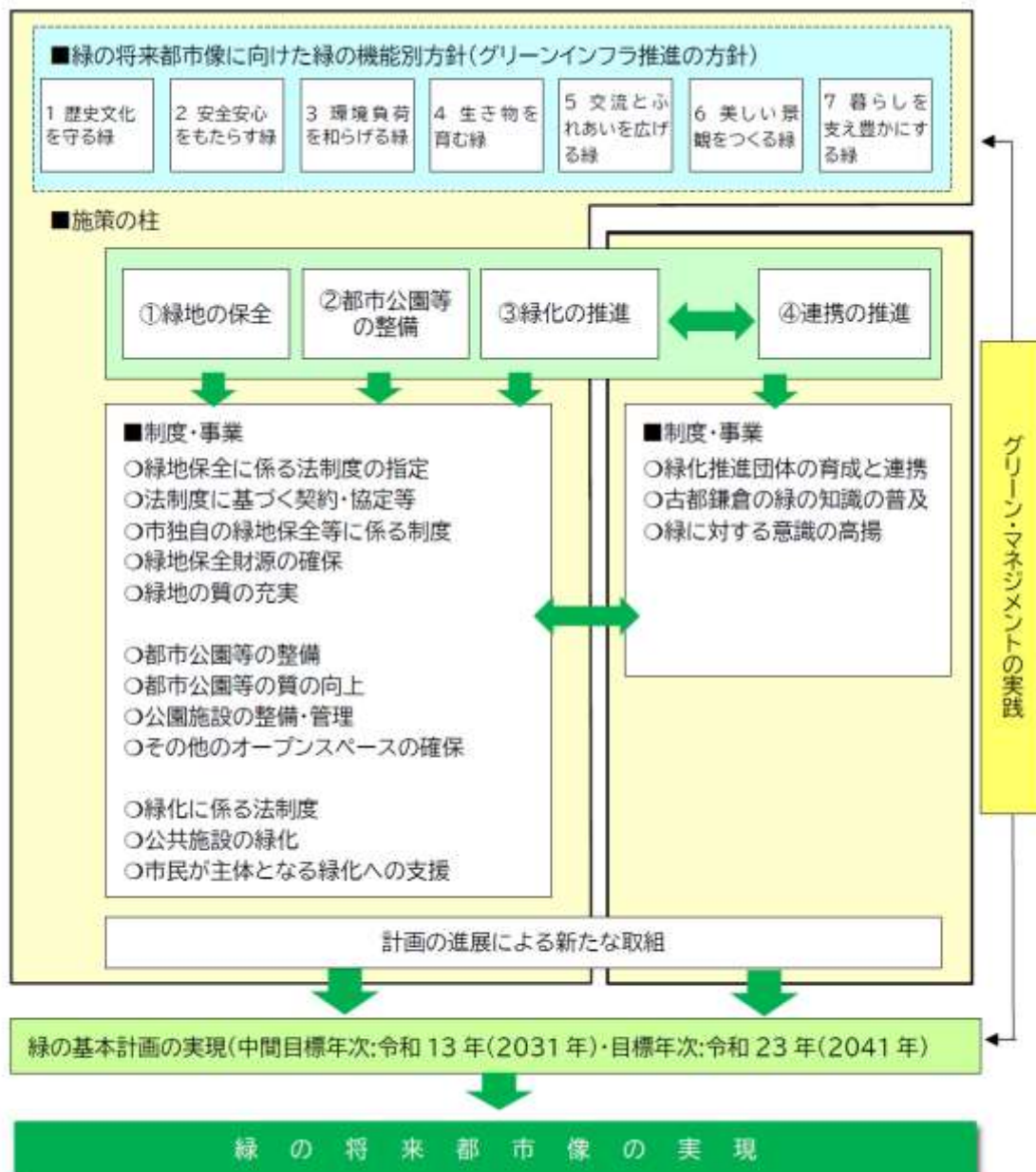
MEMO

II 計画推進の取組と実績

1. 施策推進のための制度・事業

○4つの施策を実行していく上でのツールが、次に記す「制度・事業」です。

○施策方針図では、どのような施策を適用するかを示しています。緑地指定等の方針図では、施策実現のためにどのような制度・事業を適用していくのかを示しています。施策方針図は本計画の計画期間である20年よりも長期的な視点で取り組む施策の方針、緑地指定等の方針図は計画期間内の方針を示しています。



■施策推進のための制度・事業（鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）106～107 頁参照）

項 目	制 度 ・ 事 業	掲載頁
緑地保全に係る 法制度の指定	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	28
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	29
	特別緑地保全地区	31
	風致地区	32
	保安林	33
	市町村森林整備計画	34
	史跡・名勝・天然記念物	34
	農用地区域	35
	生産緑地地区・特定生産緑地	36
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園	37
	市民緑地契約	37
	緑地協定	—
	管理協定	—
	保全配慮地区※	38
市独自の緑地保 全等に係る制度	保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、 民有緑地維持管理助成事業	39
	緑地保全推進地区	42
	緑地寄附受け入れ基準	42
	市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全	—
緑地保全財源の 確保	緑地保全基金	43
	市民公募債（グリーンボンドの活用）	46
緑地の質の向上	市民の身近な森づくり事業（確保緑地の適正整備事業）	47
	自然環境調査	—
	森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	48
	緑地保全・管理の広域的対応	49
都市公園等 の整備	街区公園	50
	近隣公園・地区公園	51
	総合公園	51
	風致公園・歴史公園	52
	都市林	53
	都市緑地	53
	景観重要建造物等と一体となった都市公園	54
	借地公園	55
	開発行為に伴う公園・緑地の設置	55
	身近な都市公園の再編整備	—
	青少年広場等	55

項 目	制 度 ・ 事 業	掲載頁
都市公園等の質の向上	公園施設長寿命化計画	56
民間活力による公園施設の設置・管理	公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会	56
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	57
	市民緑地設置管理計画認定制度	—
	総合設計制度による公開空地等の整備	—
	ウォーカブル推進都市	—
	遊歩道等の整備	57
緑化に係る法制度	緑化地域	—
	風致地区・開発事業区域内等の緑化	58
	景観地区	—
	緑化重点地区※	58
公共施設の緑化	道路の緑化	59
	河川環境の整備	59
	公共施設の緑化	60
	鎌倉山桜並木保存計画	60
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	61
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	61
	地域提案型の公共施設の緑化	62
	オープン・ガーデンの支援	63
緑化推進団体の育成と連携	ボランティアやトラスト運動との連携	64
	緑のレンジャーや担い手の育成	66
	公園愛護会・街路樹愛護会・市有緑地愛護会・市民緑地愛護会	67
	緑地保全・緑化推進法人	—
緑の知識の普及	緑の情報提供・緑化窓口の充実	68
	緑の学校等講習会の開催	68
	学校での環境教育との連携	70
緑に対する意識の高揚	緑のポスターコンクール等	71
	緑化パンフレット等の配布	71
	緑化まつり等の開催	71
	緑の顕彰制度	72

※ 保全配慮地区及び緑化重点地区は、緑の基本計画に地区を設定し、地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度、市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案による緑化やオープンスペースの創出など、様々な制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。それぞれの地区内での活用を想定する制度・事業については、鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）第5章「特定地区の保全・整備・緑化の方針」に記載しています。

2. 制度・事業別の取組と実績

(1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

令和 6 年度実績

- ・県、市で歴史的風土特別保存地区候補地について、情報共有を行いました。
- ・令和 6 年度末現在、10 団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。（「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針（H29 県策定）」に基づく）
- ・県が 1,919.67 m²の土地を買入れました。（R6 年度末、県の買入れ合計面積は、206.4ha(36%)）。

内容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	・歴史的風土特別保存地区の指定拡大を国・県に要請します。
これまでの実績	・歴史的風土保存区域は平成 12 年 3 月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成 19 年 3 月 2 日、古都保存法施行 40 周年を記念した「美しい日本の歴史的風土 100 選」に鎌倉市が選ばれました。 ・平成 24 年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹木の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 ・平成 26 年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。 ・平成 28 年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。 ・平成 25 年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。 ・平成 26～27 年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ・平成 28 年 12 月 2 日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・平成 28 年度、古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を実施しました。

※歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、同候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)132 頁～134 頁を参照してください。

■歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備 考
昭和 41 年 12 月 14 日	約 695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		約 226. 5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	約 943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		約 265. 5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	約 956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		約 570. 6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	約 989ha(拡大)		逗子市分約 6. 8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		約 573. 6ha(拡大)	

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

令和 6 年度実績

- ・近郊緑地特別保全地区内での建築物の建築等の申請に対応しました。
- ・令和 7 年度の緑地の買入れ事務に向けた予算措置及び国庫補助申請事務を行いました。

内容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、本市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に県と連携し取り組みます。
これまでの実績	・平成 12 年 4 月 28 日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15. 62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 ・平成 18 年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成 15 年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成 16 年 8 月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 ・平成 18 年 12 月 28 日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分 51ha) ・平成 19 年 2 月 14 日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。この指定により、近郊緑地保全区域は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成 19 年 3 月 6 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和 50 年 1 月 17 日指定・17. 9ha)の指定は解除されました。 ・平成 20 年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区のモニタリング調査を実施しました。 ・平成 24 年 4 月、第 2 次一括法の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 ・平成 30 年度、国により、首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会が行われ、各市町の課題や解決方法についての情報共有を行うことで、職員の知見の向上を図りました。

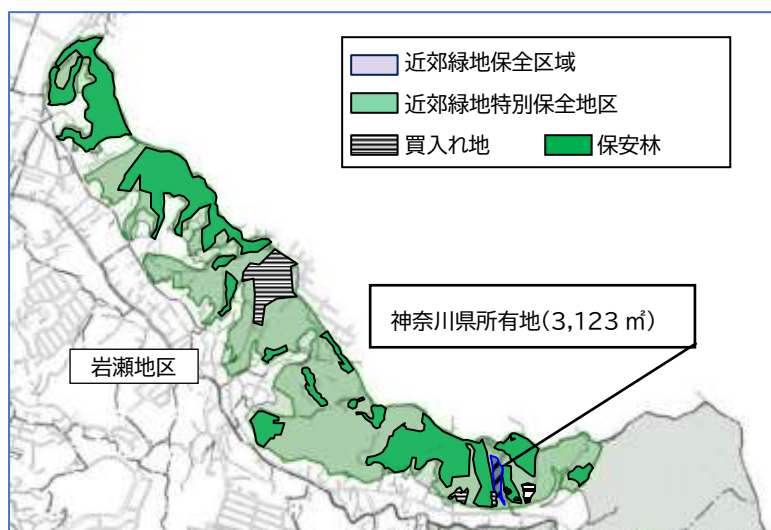
※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)135 頁～136 頁を参照してください。

※第 2 次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法第 105 号)

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 指定の経過

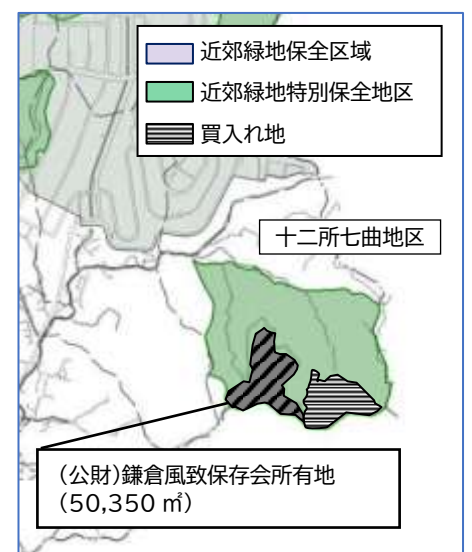
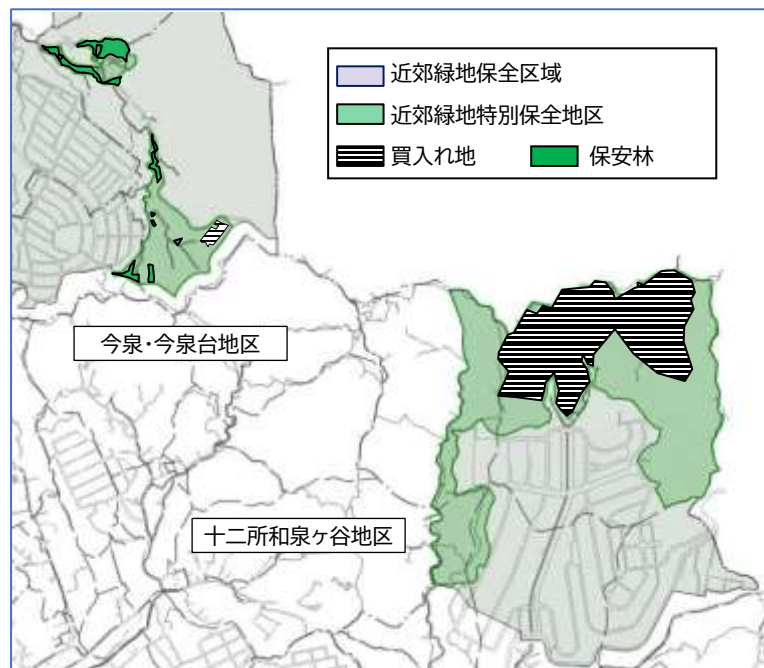
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域			近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積	鎌倉市	地区名	面積
昭和 44 年 3 月 28 日	約 962ha(当初指定)	約 243ha		
昭和 44 年 5 月 13 日			円海山	約 100ha(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	約 998ha(拡大)	約 243ha		
平成 18 年 12 月 28 日	約 1,096ha(拡大)	約 294ha		
平成 21 年 3 月 25 日			円海山	約 116ha(拡大・横浜市域のみ)
平成 22 年 3 月 23 日			大丸山	約 44ha(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日			鎌倉	約 131ha
平成 24 年 3 月 5 日			公田	約 5.4ha(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日			大丸山	約 72.6ha(拡大・横浜市域のみ)
令和 2 年 3 月 25 日			円海山	約 124ha(拡大・横浜市域のみ)

■近郊緑地特別保全地区指定及び買入れ状況図、実績



買入れ年度	場所	面積(m²)
平成 25 年度	十二所	30,579.37
平成 26 年度	十二所 今泉	39,411.98
平成 27 年度	十二所	33,398.21
平成 28 年度	十二所	38,845.84
平成 29 年度	十二所	29,250.60
平成 30 年度	十二所 今泉	33,333.56
令和元年度	十二所 今泉	29,197.92
令和 2 年度	十二所 今泉	18,884.91
令和 3 年度	-	-
令和 4 年度	今泉	7,953.29
合計		260,855.68 (19.9%)

※各買入れ地の形状は概ねの形状です。％は指定面積当たりの買入れ済面積の比率です。



○都道府県等(市含む)は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第 14 条第 1 項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第 3 項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとしています。(都市緑地法第 17 条)

○上記買入れ地はこの法律に基づき、市で買入れたものです。

特別緑地保全地区

令和 6 年度実績

- ・植木地区について、土地所有者及び関係機関への説明・調整を行い、都市計画決定しました。また、都市緑地法に基づき、標柱を設置しました。
- ・常盤山地区で、市民の身近な森づくり事業を行いました。
- ・社会資本整備総合交付金のメニューに新たに緑地機能増進事業が位置付けられたため、市民の身近な森づくり事業を対象として、補助金交付を受け事業を実施しました。
- ・常盤山特別緑地保全地区において、ドローンを使用した森林計測の試行を行いました。
- ・寺分一丁目特別緑地保全地区の一部について、公共嘱託登記を行いました。
- ・特別緑地保全地区内行為許可申請はありませんでした。

内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るために特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区の候補地における、地区指定に向けた取組を進めます。 ・特別緑地保全地区に指定している市有緑地に対して、指定趣旨に沿った維持管理を推進します。
これまでの実績	・近年の主な取組と実績は次のとおりです。 【天神山地区、手広・笛田地区】 ・特別緑地保全地区の指定にあたっては、地区内に保安林が含まれていたため、保安林の指定権者（土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣、風致保安林：県知事）との協議を行い、異議の無い旨の回答を得ています。 【植木特別緑地保全地区】 ・平成 23 年 12 月、市民緑地契約を締結しました。 ・平成 29 年 10 月 25 日、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに契約を締結しました。（契約期間：令和 19 年 10 月 24 日まで。面積：4,994.37 m²） ・都市計画決定しました。（約 3.0ha、令和 6 年 11 月 20 日告示） 【その他】 ・特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。

※特別緑地保全地区と特別緑地保全地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)137 頁～145 頁を参照してください。

※平成 16 年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

■特別緑地保全地区 指定の経過

地 区 名	指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入りに係る協定の締結日
1 城廻地区	約 3.7ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
2 昌清院地区	約 0.8ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
3 岡本地区	約 3.2ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
4 玉縄城址地区	約 2.4ha	平成 15 年 6 月 17 日	鎌倉市	平成 15 年 8 月 27 日
5 常盤山地区	約 19 ha	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日	神奈川県	平成 17 年 10 月 24 日
6 寺分一丁目地区	約 2.3ha	平成 19 年 12 月 19 日	鎌倉市	平成 20 年 2 月 25 日
7 天神山地区	約 5.0ha	平成 20 年 9 月 16 日	鎌倉市	平成 21 年 1 月 28 日
8 手広・笛田地区	約 6.0ha	平成 21 年 9 月 14 日	鎌倉市	平成 22 年 1 月 6 日
9 梶原五丁目地区	約 4.6ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
10 等覚寺地区	約 1.8ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
11 上町屋地区	約 0.6ha	平成 30 年 6 月 15 日	鎌倉市	—
12 植木地区	約 3.0ha	令和 6 年 11 月 20 日	鎌倉市	
合 計	約 52.4ha			

※土地の買入りに係る協定(平成 24 年 4 月 1 日付けで失効)は、本市が県に、従前の都市緑地法第 17 条第 2 項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

風致地区

令和 6 年度実績

- ・風致地区内での建築物の建築等の申請に対し 549 件の許可処分を行いました。

内容	・本市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	・鎌倉市風致地区条例及び施行規則、鎌倉市風致保全方針に沿って、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市景観計画の関連施策と整合を図りつつ、風致の維持・創出を図ります。 ・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一帯)の指定拡大を図ります。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)第 5 章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・第 2 次一括法※の施行に基づき、平成 25 年 12 月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成 26 年 4 月に施行しました。 ・平成 28 年度、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。

※風致地区と風致地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)146 頁～147 頁を参照してください。

※第 2 次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）

■風致地区 指定の経過

鎌倉風致地区 指定年月日	面 積	備 考
昭和 13 年 1 月 25 日	約 2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第 25 号
昭和 24 年 5 月 16 日	約 2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和 52 年 3 月 30 日	約 2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和 63 年 6 月 17 日	約 2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成 14 年 4 月 2 日	約 2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整齊

保安林

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度末現在、171ha の保安林が指定されています。

内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
これまでの実績	・本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。

■森林法第 25 条第 1 項に列挙された目的と保安林の種類

	目 的	種 類	市内指定面積 ()内は、内兼種面積	指定・解除の権限者
第 1 号	水源のかん養	1 水源かん養保安林	—	農林水産大臣、都道府県知事（法定受託事務） 都道府県知事（自治事務）
第 2 号	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林	88ha	
第 3 号	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林	17ha	
第 4 号	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林	—	
第 5 号	風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害 } の防備	5 防風保安林	—	
		6 水害防備保安林	—	
		7 潮害防備保安林	0ha ^{※1}	
		8 干害防備保安林	—	
		9 防雪保安林	—	
		10 防霧保安林	—	
第 6 号	なだれ 落石 } の危険の防 止	11 なだれ防止保安林	—	
		12 落石防止保安林	—	
第 7 号	火災の防備	13 防火保安林	—	
第 8 号	魚つき	14 魚つき保安林	—	
第 9 号	航行の目標の保存	15 航行目標保安林	—	
第 10 号	公衆の保健	16 保健保安林	115ha(96ha)	
第 11 号	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林	60ha(13ha)	

※1 1ha 未満の指定がされています。

*端数処理により合計面積が一致しません。

*同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。

市町村森林整備計画

内容	・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を策定するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
方針	・森林整備計画に示す森林整備の基本方針に沿って、適正な運用を図ります。
これまでの実績	・平成 30 年 3 月、神奈川地域森林計画の樹立(平成 29 年 12 月)をもとに、鎌倉市森林整備計画(期間：H30. 4. 1～H40. 3. 31)を樹立しました。 ・令和元年度から森林環境譲与税(40, 45 頁参照)の譲与が開始されています。 ・令和 5 年 3 月、神奈川県地域森林計画書(令和 4 年 12 月樹立)を基に、鎌倉市森林整備計画書(期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日)を樹立しました。

史跡・名勝・天然記念物指定等

令和 6 年度実績

・史跡大町釈迦堂口遺跡の公開に向け、転落防止策設置等の暫定整備を進めました。

	～H12 年度	～H17 年度	～H27 年度	R2～4 年度	R5 年度	R6 年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0.01	0	0.14
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.72	23.72	23.86

内容	・記念物のうち重要なものを史跡・名勝又は天然記念物に指定すること等により、国民共有の財産である本市の歴史文化遺産を保護し、次代に継承するものです。
方針	・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
これまでの実績	・平成 28 年 3 月、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工しました。 ・平成 28 年 4 月、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 ・平成 29 年度、永福寺跡の整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。 ・令和 5 年度史跡大町釈迦堂口遺跡の指定地内に存在するトンネルの崩落対策工事が竣工しました。

農用地区域

令和 6 年度実績

- ・「地域農業経営基盤強化促進計画（計画期間：令和 7 年度（2025 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 7 年間）」を令和 7 年 3 月に策定しました。
- ・令和 6 年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。（指定は昭和 48 年です。）

内容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域を指定して、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	・農用地区域の指定継続により、農地の保全を図ります。
これまでの実績	・平成 30 年 7 月、農業経営の安定化、都市農業の更なる発展等を目指すため、都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。 ・平成 31 年 3 月、鎌倉農業振興地域整備計画の見直しを行いました。 ・「鎌倉市農業振興ビジョン（計画期間：令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間）」を令和 6 年 7 月に改訂しました。

生産緑地地区・特定生産緑地

令和 6 年度実績

- ・ 11 月 20 日に、生産緑地地区を 1 箇所廃止、1 箇所変更（縮小）する告示をしました。
- ・ 平成 7 年に生産緑地地区に指定した土地の所有者に特定生産緑地地区指定のための書類を送付し、所有者との調整を行いました。
- ・ 令和 6 年度末の生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定状況は次の表のとおりです。
- ・ 平成 4～6 年指定の生産緑地地区 119 箇所のうち 99 箇所、面積は約 84%を特定生産緑地に指定しました。

生産緑地地区	H17 年度	H23 年度	H28 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
指定箇所数の推移(箇所)	146	139	135	135	135	134	121	120
指定面積の推移(ha)	18.1	17.4	17.0	17.1	17.0	16.9	15.4	15.3

特定生産緑地地区	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
指定箇所数の推移(箇所)	75	94	100	99
指定公示面積の推移(ha)	9.7	12.5	12.9	12.9

内容	・ 都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るものです。 ・ 将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。 ・ 鎌倉市生産緑地地区指定基準等を満たす農地を生産緑地地区に指定します。
方針	・ 生産緑地地区の指定の追加・継続、及び特定生産緑地への移行により、都市農地の保全を図ります。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)第 5 章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・ 平成 29 年、生産緑地法の改正※があり、特定生産緑地地区制度が創設されました。 ・ 生産緑地地区制度は、市街化区域内の一定規模以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市の農地の計画的な保全を図るものです。土地の課税についての軽減措置等が講じられており、告示から 30 年を限度としています。 ・ 令和 4 年に、告示から 30 年を迎える生産緑地地区が多数現れることから、市町村長が農地等の関係人の同意を得て、生産緑地地区を課税の軽減措置等を 10 年延期する「特定生産緑地」として指定できる法改正がされました。 ・ 平成 30 年度に「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を条例で 300 平方メートル以上に引下げました。 ・ 平成 30 年度、新たに「鎌倉市生産緑地地区指定基準」及び「鎌倉市生産緑地地区指定基準細目」を定めました。 ・ 令和元年度、円滑な事務処理を可能とするため、生産緑地地区の買取基本方針を改正、生産緑地地区の買取申請フロー等を定めました。 ・ 令和 2 年度、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を策定しました。 ・ 令和 3 年 2 月から、特定生産緑地の指定公示を行いました。

(2)法制度に基づく契約・協定等

市民農園

令和 6 年度実績

- ・特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599 m²・89 区画)で、第 15 期利用者(令和 6 年度から 2 ヶ年)の利用のための維持管理を行いました。
- ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の 3 箇所(里山市民農園：今泉台、第一手広市民農園：手広、第二手広市民農園：手広)で開設・運営されています。

内 容	・土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方 針	・市民農園の開設者は、適正な運用と維持管理を行います。

市民緑地契約

令和 6 年度実績

- ・植木 1 号市民緑地について、特別緑地保全地区の指定事務を進めました。
- ・令和 6 年度末現在の契約状況は次の表のとおりです。

市民緑地名	面 積(m ²)	設置期間	契約年数
植木 1 号市民緑地	4,994.37	平成 29 年 10 月 25 日～令和 19 年 10 月 24 日	20 年

※市民緑地愛護会については、67 頁を参照してください。

内 容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地などの保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方 針	・関係する施策の進捗状況を踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や、保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
これまでの実績	・平成 21 年 3 月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」※を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成 23 年 12 月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木 1 号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成 28 年 12 月 12 日まで。面積:395 m²) ・平成 29 年 10 月、植木 1 号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。

保全配慮地区

内容	・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。 ・特別緑地保全地区以外の地区の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力の下に、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方針	・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワーク形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)(第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針)に記載しています。
これまでの実績	・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成22年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227㎡)を保全のために買入れしました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成22年度に買入れた部分以外の土地が、同基金により平成23年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成26年10月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積1,984.65㎡)の寄附を受けました。

※保全配慮地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)164頁～165頁を参照してください。

(3)市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業ほか

令和 6 年度実績

- ・森林環境譲与税※を活用した「民有緑地維持管理助成事業」を実施しました。
- ・保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、民有緑地維持管理助成事業は、次の表のとおりです。
- ・樹林管理事業は、浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区を対象に実施しました。枝払い等本数については、次の表のとおりです。
- ・民有緑地への維持管理支援策の再構築について検討を進め、樹林管理事業を民有緑地維持管理助成事業へ移行する方針について、土地所有者へのチラシの送付及び広報掲載により、周知を行いました。令和 6 年 12 月定例会で、建設常任委員会へ報告し、概ね了承されました。

保存樹木・樹林制度	H17 年度	H23 年度	H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
指定樹木本数(本)	370	365	334	325	325	326	327	322
指定樹林面積(ha)	322.77	286.15	254.34	237.44	235.23	234.76	231.16	229.44
指定生け垣面積(m ²)	12,893	11,325	10,100	9,152	9,183	9,119	9,016	8,547

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。

※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	H17 年度	H23 年度	H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
緑地保全契約件数(件)	135	135	127	108	106	105	105	99
緑地保全契約面積(ha)	73.68	70.86	56.23	48.58	48.33	48.23	48.37	47.38

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	H17 年度	H23 年度	H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
枝払い等実施本数(本)	465	180	204	128	172	382	401	336
枝払い等実施延長(m)	948	290	55	-	-	-	-	-
枝打ち・間伐の面積(m ²)	800	-	-	-	-	-	-	-
実施地区	浄明寺・十二所地区	浄明寺・十二所地区	八幡宮地区	浄明寺・十二所地区	大町・材木座地区	長谷・極楽寺地区、佐助・御成地区	八幡宮地区、山ノ内・今泉地区	浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区

※対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは各年 1 地区ずつ順番に 6 年サイクルで事業を実施し、平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施しています。令和 2, 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1 地区のみの実施となりました。

既成宅地防災工事等助成事業	R6 年度
危険木の伐採本数(本)	211
危険木の枝払い本数(本)	224

民有緑地維持管理助成事業 ※令和 3 年度に創設	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成件数(件)	79	59	85	70
うち地域制緑地の件数(重複有)				
歴史的風土特別保存地区	19	14	18	21
歴史的風土保存区域	21	32	27	33
近郊緑地特別保全地区	2	1	0	0
近郊緑地保全区域	0	1	0	2
特別緑地保全地区	3	3	2	4
風致地区	16	40	56	52
うち森林整備方針への適合				
環境保全型	4	1	7	0
防災型	75	58	77	65
景観型	0	0	1	1
実施面積(約 ha)	50.06	16.01	27.71	22.00
作業内容内訳(合計数量)				
樹木伐採(本)	506	415	384	289
樹木剪定(本)	418	229	452	251
竹伐採(本)	302	199	198	443
竹伐採(m)	2,180	1,689	2,339	2,709
撤去処分(本)	18	166	97	200
撤去処分(m)	91	0	108	2,523

実施面積は対象筆の合計面積

民有緑地維持管理助成事業について

- 助成の対象となる緑地 森林法第 2 条に基づく森林
- 助成の対象となる維持管理作業
 - 樹木や竹の伐採・剪定
 - 緑地内部の倒木・枯木の撤去処分
- 助成金額 経費の 2 分の 1(上限 100 万円)

森林環境譲与税について

森林環境税※を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。使途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。

※森林環境税

森林環境税は、平成 30 年(2018 年)5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21(第 21 回気候変動枠組条約締約国会議)で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要なる財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。

内 容	・保存樹木等は、風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、市街地内に残るまとまりのある緑地を保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境を維持することを目的とするものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区の民有の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で除伐・枝払い等の樹林管理を行うものです。 ・民有緑地維持管理助成事業は、土地所有者が自ら行う緑地の維持管理活動に対して助成を行うものです。
方 針	・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、緑地の所有者への支援策として活用します。 ・効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討します。 検討の背景 ○令和元年の台風被害により樹林地の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。 ○緑は、SDGs の目指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有し、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となる。 ○令和元年から森林環境譲与税の譲与が開始された。本市では民有地を対象とする樹林の維持管理への充当を優先するとし、民有緑地維持管理助成事業を創設した。 ○「鎌倉市緑の基本計画」では、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとし施策を位置付けている。 ➡ 民有緑地維持管理支援の現状と課題 ○緑地の維持管理のための、土地所有者の経済的負担、維持管理の必要性を認識していない所有者の存在、所有者不明山林や測量や境界の確定が未実施の土地の存在。 ○緑地の一部は急傾斜地となっており、ボランティアが作業する場合の安全性の確保が困難なところが多い。 ○保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業など複数の制度があり、緑地の所有者にとつての使いやすさの確保と、より効果的に緑地の維持管理に繋がる制度の構築が課題。 ➡ 効果的な 支援策の 再構築
これまでの実績	【樹林管理事業】 ・対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは各年 1 地区ずつ順番に、6 年サイクルで事業を実施していました。平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施しています。 【その他】 ・公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、令和 3 年度は 612,000 円の助成を得ています。 ・平成 23 年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を減額しています。 ・平成 23 年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するかを検討しました。 【検討結果】 ・アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 ・段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。

緑地保全推進地区

令和 6 年度実績

- ・小動岬地区における区域内行為に対して、事業者との調整を行いました。

内 容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方 針	・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた運用を進めます。 ・法制度適用後の緑地保全推進地区取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、指定の変更または解除を行います。
これまでの実績	・平成 9 年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22 箇所を指定候補地としました。 ・鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成 12 年に 6 地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計 34.85ha、平成 17 年に 1 地区(青蓮寺地区)1.50ha を指定し、緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。 【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】 ・平成 28 年 2 月 26 日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとししました。

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成 12 年 4 月 28 日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成 12 年 4 月 28 日	
岡本	5.19ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成 12 年 4 月 28 日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5 ha	平成 17 年 3 月 30 日	
合計	36.35ha		

緑地寄附受け入れ基準

内 容	・緑地所有者からの寄付の申し出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方 針	・社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続きフロー等に基づき対応します。
これまでの実績	・平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄付受入取扱要件」を定めました。 ・平成 25 年度、市への土地寄附の申し入れに対する手続フローを定めました。

■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(令和 3 年度以降)

年 度	緑地名称	所在地	面積(ha)	備考
R3	(仮称)長谷 3 号緑地	長谷五丁目 332 番	0.042942	法人から受領
R4~6	(実績なし)			

※開発事業に伴う緑地が市へ移管されたものも含まれます。(平成 8 年度～令和 3 年度実績：30 箇所、5.54ha)

■県における緑地寄附の受け入れ状況(令和 3 年度以降)

年度	所在地	面積(ha)	備考
R4~6	(実績なし)	-	

(4) 緑地保全財源の確保

緑地保全基金

令和 6 年度実績

・基金の積立、運用状況は次の表のとおりです。

基金運用状況 (千円)	H17 年度	H22 年度	H27 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計額 (S61 から)
積立額 <含、利息>	52,410	5,427	1,397	614	3	86	87	12,790,891
寄附額 <含、募金>	6,338	568	2,683	22,618	13,055	41,617	8,498	787,143
処分額	377,985	357,610	206,566	1,183	2,125	7,530	5,875	13,416,001
残額	3,539,195	1,998,448	755,977	114,215	125,148	159,322	162,033	162,033

基金による土地の買入れ・取得の面積 (約 ha)	H18~H22 年度	~H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
緑地の買入れ	2.80	10.84	1.88	-	0.8	-	-
緑地の買入れ(累計)	25.91	36.75	98.56	98.56	99.36	99.36	99.36
公園用地取得	25.17	21.52	2.40	-	-	0.06	0.23
公園用地取得(累計)	44.94	66.46	74.17	74.17	74.17	74.23	74.46
全体の累計	70.85	103.21	125.85	125.85	126.65	126.71	126.94

内 容	・緑の保全にかかる事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく制度や事業の対象となる緑地に対して、基金を活用した土地の買入れなどを行うことにより、緑地の永続的な保全を目指すものです。
方 針	・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
これまでの実績	・「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 ・緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 ・寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ・ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 【募金にかかる取り組み】 ・平成 27 年 7 月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。 ・令和 4 年 1 月 6 日、鎌倉市緑地保全基金への寄附金を広く受け入れるため、ソフトバンク株式会社が提供する募金サービス「つながる募金」を導入しました。「つながる募金」は、スマートフォンやパソコン等、インターネットを閲覧できる端末から寄附が行えるサービスです。

・令和６年度 寄附へ協力いただいた状況は次のとおりです。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
4	458,000	匿名（個人）9名
	6,000	鎌倉常盤山の会
5	1,111,000	匿名（個人）10名
6	25,599	株式会社 ダイエー
	203,000	匿名（個人）9名
7	296,100	匿名（個人）11名
8	271,000	匿名（個人）7名
9	10,000	鎌倉・自然に学ぶ会
	571,000	匿名（個人）14名
10	15,360	国分首都圏株式会社
	15,360	三本珈琲株式会社
	818,000	匿名（個人）18名
11	30,600	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー
	1,924,000	匿名（個人）33名

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
12	7,379,000	匿名（個人）138名
1	150,000	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部
	225,000	匿名（個人）6名
2	52,314	国分首都圏株式会社
	52,314	三本珈琲株式会社
	197,000	匿名（個人）8名
3	61,000	匿名（個人）2名
寄附合計	8,477,647	
募金箱	20,492	
合計	8,498,139	

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

森林環境譲与税、森林環境税

○森林環境譲与税の使途(円)

年度	譲与額	事業総額	内譲与税充当額	使途	事業額	内譲与税充当額
R 元	6,732,000	10,947,000	6,732,000	確保緑地の適正整備事業	897,000	897,000
				倒木処理等事業	10,050,000	5,835,000
R2	14,306,000	14,306,000	14,306,000	森林環境譲与税基金積立※2	13,778,000	13,778,000
				緑政業務支援 GIS 導入委託	528,000	528,000
R3	14,345,000	48,253,080	19,442,080	民有緑地維持管理助成事業	47,733,000	18,922,000
				市民の身近な森づくり事業	322,080	322,080
				緑政業務支援 GISシステム委託料	198,000	198,000
R4	19,050,000	39,796,050	22,272,050	民有緑地維持管理助成事業	36,336,000	18,812,000
				市民の身近な森づくり事業	2,690,050	2,690,050
				緑政業務支援 GISシステム委託料	770,000	770,000
R5	19,050,000	58,581,140	21,394,140	民有緑地維持管理助成事業	56,054,000	18,867,000
				市民の身近な森づくり事業	2,274,140	2,274,140
				緑政業務支援 GISシステム委託料	253,000	253,000
R6	20,704,000	51,721,000	21,253,000	民有緑地維持管理助成事業	48,883,000	20,000,000
				市民の身近な森づくり事業	2,585,000	1,000,000
				緑政業務支援 GISシステム委託料	253,000	253,000
計	94,187,000	223,604,270				

※基金積立分は、令和 3 年度以降の事業費に取り崩し、充当しています。

○森林環境譲与税基金積立及び取崩状況(円)

年度	月	譲与税譲与額		基金積立額	基金取崩額 (年度事業費の一部に充当)	譲与税充当額 (基金積立を除く)	基金 現在額
		譲与額	年度合計				
R 元	9 月	3,366,000	6,732,000	-	-	6,732,000	-
	3 月	3,366,000					
R2	9 月	7,153,000	14,306,000	13,778,000	0	528,000	13,778,000
	3 月	7,153,000					
R3	9 月	7,152,000	14,345,000	277 (利子積立)	5,097,080	19,442,080	8,681,197
	3 月	7,193,000					
R4	9 月	9,525,000	19,050,000	594 (利子積立)	3,222,050	22,272,050	5,459,741
	3 月	9,525,000					
R5	9 月	9,525,000	19,050,000	2,310 (利子積立)	2,344,140	21,394,140	3,117,911
	3 月	9,525,000					
R6	9 月	10,551,000	20,704,000	6,004 (利子積立)	549,000	21,253,000	2,574,915
	3 月	10,153,000					
合計			94,187,000	13,787,185	11,212,270	91,621,270	

※令和元年度は基金が存在しないため「-」としています。

市民公募債(グリーンボンドの活用)

内 容	・ 広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。 ・ グリーンボンドは、地方自治体等が行うグリーンプロジェクトに対して、それに要する資金を調達するために発行する債券をいいます。 ・ グリーンボンドへの投資者は、E S G投資（環境・社会・統治の視点を考慮した投資）を考えている年金基金、機関投資家・個人投資家、投資の運用を行う運用期間等を想定します。
方 針	・ 今後、グリーンボンド活用の効果や投資効果の高いプロジェクトの選定等を検討し、事業化に繋がります。
これまでの実績	・ 平成 15 年 12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行しました。 ・ 平成 20 年度、上記についてすべて償還し、平成 21 年度から令和 5 年度までみどり債借換債を償還しました。

(5)緑地の質の向上

市民の身近な森づくり事業(確保緑地の適正整備事業)

令和 6 年度実績

- ・常盤山特別緑地保全地区で、枯れたり、折れたりしている木竹を伐採除去し、健全な竹林の育成を図るための竹林整備を実施しました。
- ・ボランティア団体等の意見を聴きながら、常盤山特別緑地保全地区保全管理計画を作成しました。
- ・社会資本整備総合交付金制度の対象事業として、令和 6 年度から緑地の機能維持増進事業が位置付けられました。市民の身近な森づくり事業は、特別緑地保全地区の緑地の質的向上を図るための事業であることから、令和 6 年度から当該補助金を活用し、実施しています。
- ・常盤山特別緑地保全地区において、ドローンを活用した森林（緑地）の現況調査の実証実験を行いました。

内 容	【確保緑地の適正整備事業】 ・特別緑地保全地区等の緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する質の高い緑地を創造していくものです。 【市民の身近な森づくり事業】 ・特別緑地保全地区の指定を行った緑地やその候補地において、放置することにより荒廃が進む恐れのある樹林地を優先して、市が伐採などの維持管理作業を行うものです。 ・これまでに確保した市有緑地や、状況に応じて民有緑地も対象とし、緑地の質の向上を図ります。
方 針	・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある緑地を対象に、間伐・除伐・倒木処理等の維持管理作業を行います。
これまでの実績	・緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成 21 年度からの新たな市実施計画事業としました。 ・平成 21～令和 3 年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。 ・令和元年に、平成 21～30 年度までの知見をまとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」を作成しました。 ・令和元年に、本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方（令和元年度（2019 年度）版）」を作成しました。 ・市民の身近な森づくり事業は、令和 3 年度に創設しました。 ・それまでの確保緑地の適正整備事業で得た知見を活かしながら、災害リスクの低減効果なども含めた緑地の質の向上に寄与し、多くの市民の利益となるような維持管理作業を実施しています。 ・令和 4 年度から 5 年度に、常盤山特別緑地保全地区で、径路確保・林内の光環境を改善するための刈払い、密生した竹林の間伐、倒木の恐れがある樹木の伐採などを行いました。 ・令和 4 年度から 5 年度に、梶原五丁目特別緑地保全地区、寺分一丁目特別緑地保全地区で、区域内の緑地の質の向上を図るための樹木の枝払い・伐採及び林内の光環境を改善するための刈払いを行いました。

森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理

令和 6 年度実績

- ・市有緑地のパトロールを行い、倒木等の危険がある箇所 26 件の伐採等を行いました。
- ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業は次の表のとおりです。
- ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は次の表のとおりです。

■令和 6 年度 緑地維持管理相談専門委員の相談

相談箇所	件数
津西一丁目、大町三丁目、山ノ内、寺分一丁目、植木、佐助一丁目	6 件

■令和 6 年度 市有緑地の緑地維持管理事業

内 容	件数	施工箇所	備 考
伐採、枝払い、枝下し等	510 本	(仮称) 浄明寺緑地 外 63 緑地	倒木処理含む
除草・灌木伐採等	157,873 ㎡	(仮称) 浄明寺緑地 外 91 緑地	4,100 本の竹除伐含む

■令和 6 年度 「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)

内 容	施工箇所	件数
草刈り、枝払い等	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区（極楽寺）等	46 件
土砂崩壊防止施設等	建長寺・浄智寺・八幡宮歴史的風土特別保存地区（山ノ内）等	13 件

■令和 6 年度 「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づく活動

団体名	活動場所	活動内容	団体名	活動場所	活動内容
明月院	山ノ内	草刈	山桜を守る会	常盤	草刈、竹林整備
北鎌倉湧水ネットワーク	大船	竹林整備	鎌倉峯山の会	峯山	草刈、竹林整備
山ノ内明月会町内会	山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	常盤	保全活動
獅子舞の森を守る会	二階堂	草刈	木ってる会	大町	草刈
鎌倉常盤山の会	常盤	草刈、竹林整備	鎌倉の森を残し伝える会	極楽寺	環境学習、竹林整備

内容	・市域の森林を、生物多様性保全・土砂災害防止・二酸化炭素吸収機能維持・景観等の観点に立って、適正に保全し、維持管理していくための基本となる方針等を定めるものです。 ・災害防止や生態系の保全再生等の機能が発揮される森づくりや維持管理を推進するため、市有緑地の維持管理を行います。
方針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画にも配慮した緑地の管理方針と保全管理プログラムを作成します。 ・環境保全型、景観・歴史的風土保全型、防災型、ふれあい・利活用型等の森林の立地タイプに応じた森林整備の目標と方針を定めます。 ・市が所有する緑地は、「鎌倉市緑地維持管理計画」に沿って、計画的な維持管理を行います。
これまでの実績	・市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。詳細は資料編 25 頁を参照してください。 ・平成 30 年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和 2 年、緑地維持管理相談専門委員による相談事業を開始しました。 ・令和 3 年、鎌倉市森林の整備方針を確定しました。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。 ・平成 29 年、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定しました。

緑地保全・管理の広域的対応

令和 6 年度実績

- ・緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム会議が設立し、視察研修を行いました。
- ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は 48 頁「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)のとおりです。
- ・「都市緑地法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 5 月に公布、同年 11 月に施行され、都市における緑地の質と量を高めるために国の方針や数値目標の策定、特別緑地保全地区に対する「機能維持増進事業」の支援などの事業や制度が創設されました。本市では、常盤山特別緑地保全地区において、機能維持増進事業を実施しています。

内 容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方 針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理（歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理）を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
これまでの実績	・平成 19 年 2 月 14 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。（国土交通省告示第 130 号、保全計画は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)211～215 頁に記載しています。） ・平成 18 年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長：涌井史郎 東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・第 2 次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、管理等を行っています。 ※詳細は、森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理（40 頁）を参照してください。 ・平成 28 年 12 月、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・令和 3 年 7 月 3 日、「多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム」を開催しました(主催：多摩・三浦丘陵広域連携会議)。

(6)都市公園等の整備

街区公園

令和6年度実績

- ・令和6年度末現在、239公園、面積21.82haの街区公園を整備供用しています。
- ・寺分かまきり公園(414.22㎡)及び台くわがた公園(552.05㎡)を供用開始しました。
- ・老朽化した遊具を撤去し、次の公園で新たに設置しました。

由比ガ浜はげ公園	複合遊具	玉縄とき公園	複合遊具
がんだが谷北公園	すべり台	滝ノ入うさぎ公園	すべり台
中村ふくろう公園	ジャングルジム	七里ガ浜東三丁目公園	複合遊具
岡本外耕地公園	複合遊具	腰越さる公園	ブランコ
笹田コアラ公園	すべり台	御所たぬき公園	ブランコ

	H17年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
街区公園総数(箇所)	210	234	236	236	236	237	239
供用面積(ha)	20.1	21.5	21.71	21.71	21.71	21.73	21.82

内 容	・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、市民にとって最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方 針	・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備を検討します。

近隣公園・地区公園

令和 6 年度実績

【近隣公園】

- ・令和 6 年度末現在、2 公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計 1.4ha を供用しています。

【地区公園】

- ・令和 6 年度末現在、2 公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計 15.4ha を供用しています。
- ・鎌倉市都市公園条例を改正し、笛田公園駐車場の利用料金及び利用時間を規定しました。

内 容	・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園です。
方 針	・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。 ・防災・減災機能の充実を図ります。 ・(仮称)関谷公園の整備を検討します。

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

総合公園

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度末現在、1 公園、面積約 7.0ha の総合公園(鎌倉海浜公園)を整備し、供用しています。

内 容	・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。
方 針	・鎌倉海浜公園の整備に取り組みます。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備します。
これまでの実績	・平成 30 年度に定めた都市計画公園緑地見直し方針に沿って、令和元年 6 月 14 日に、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区(一部)の廃止に係る都市計画変更を行いました。

風致公園・歴史公園

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度末現在、5 公園(散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園、山崎・台峯緑地)、面積計 70.0ha の風致公園を供用しています。
- ・山崎・台峯緑地(風致公園)の用地の一部 2,340 m²を取得しました。(用地取得率 98.7%)

山崎・台峯緑地 (風致公園)	～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
用地取得面積(m ²)	—	109,617	94,313	13,178.00	—	—	—	2,340

※平成 17 年度、旧土地区画整理事業予定地 10.9ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得

内 容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方 針	・鎌倉中央公園拡大区域(名称：山崎・台峯緑地)、夫婦池公園の整備に取り組みます。(風致公園) ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備を検討します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的な歴史公園としての整備を検討します。 ・歴史文化・自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・各公園の詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年 3 月改定版)第 5 章 特定地区の保全・整備・緑化の方針 156～159 頁に記載しています。
これまでの実績	【鎌倉中央公園】 ・令和 2 年 3 月 27 日に、新たに木製アスレチック遊具 2 基を設置しました。 【山崎・台峯緑地(風致公園)】 ・令和 2 年 4 月 14 日、拡大区域(27.5ha)のうち、一部(19.0ha)を供用開始しました。 ・山崎・台峯緑地(風致公園)の令和 6 年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。 【史跡永福寺跡】 ・平成 29 年 6 月 7 日、整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。

※風致公園である「山崎・台峯緑地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯緑地」は同一ではありません。

都市林

内 容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方 針	・鎌倉広町緑地の整備に取り組むと共に、自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・都市林の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・平成27年4月、鎌倉広町緑地48.0haを供用開始しました。 ・平成28年度から指定管理者制度を導入しました。 ・平成31年度から35年度（令和5年度）までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」（共同事業帯代表団体：特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体（公財）鎌倉市公園協会）に指定しました。 ・令和6年度から令和10年度までの指定管理者を、特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会に指定しました。 ・令和5年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。

都市緑地

令和6年度実績

- ・山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定を行いました。

山崎・台峯緑地 （都市緑地）	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
用地取得面積(m ²)	1,227	36,396	10,317.45	6,126.62	1,054.66	594	—

内 容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方 針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、整備・供用を図ります。 ・山崎・台峯緑地、（仮称）腰越2号緑地の都市緑地としての整備に向けた取組を推進します。 ・法に基づく買入れや、寄附を受け新たに市有地となった緑地を維持管理します。 ・主な都市緑地の詳細は、鎌倉市緑の基本計画（令和4年3月）第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針161-163頁に記載しています。
これまでの実績	【山崎・台峯緑地（都市緑地）】 ・平成23年9月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「（仮称）山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成31年2月6日、山崎・台峯緑地（都市緑地：約8.6ha）を都市計画決定し、令和元年7月26日に都市計画事業認可を取得しました。 ※平成23年9月1日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取組と実績です。（38頁を参照） ・山崎・台峯緑地（都市緑地）の令和6年度末までの用地取得率は、93.8%となりました。

※風致公園である「山崎・台峯緑地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯緑地」は同一ではありません。

景観重要建造物等と一体となった都市公園

令和 6 年度実績	
【(仮称)華頂宮公園】 ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和 6 年度は 7,988 人が来園しました。 ・建物内部は、4 月・7 月の 2 回(各 2 日間)公開しました。公開日には合計 3,120 人が来場しました。 【(仮称)扇湖山荘公園】 ・庭園及び竹林の管理を 15 回行いました。 ・令和 6 年 11 月に、鎌倉市公的不動産利活用推進方針に基づき扇湖山荘を利活用する事業者を選定するとともに、同年 12 月に当該事業者と基本協定を締結し、利活用及び貸付けに向けた協議を開始しました。	

内 容	・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率 2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等です。
方 針	・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備を検討します。 ・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
これまでの実績	【(仮称)華頂宮公園】 ・平成 24 年 3 月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成 25 年 9 月から平成 28 年 3 月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。 【(仮称)扇湖山荘公園】 ・平成 22 年 10 月、扇湖山荘及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。 ・平成 27 年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました(事業期間 H28~36 年度)。 ・平成 29 年 1 月 23 日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。 ・平成 30 年 3 月、「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘の利活用に向けた基本方針を、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用と旧邸宅群の一つのシンボルとして先導的な活用(企業誘致や宿泊施設など)と決めました。利活用にあたっては、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。

※旧華頂宮邸、扇湖山荘は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)では風致公園の候補地内にあります。

借地公園

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度末現在、材木座たぶのき公園・梶原六本松公園を供用しています。

内 容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。 ・無償貸付けの場合、非課税や相続税の評価減など、土地所有者に対する税制優遇制度があります。
方 針	・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
これまでの実績	・平成 20 年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。 ・平成 22 年度、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1,231.32 m²を用地取得し、同箇所地上権設定の契約をしました。

開発行為に伴う公園・緑地の設置

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度に寺分かまきり公園(414.22 m²)、台くわがた公園(552.05 m²)を供用開始しました。

内 容	・都市計画法では、原則として事業区域が 3,000 m²以上の開発事業に対しては、公園、緑地又は広場を確保することとしています。 ・この制度を活用し、開発事業に伴う公園・緑地を整備し、地域住民に供するものです。
方 針	・法令等の基準に沿って公園整備を進めます。

青少年広場等

令和 6 年度実績

- ・(仮称)大船三丁目公園の都市計画決定に向けて、調整を行いました。

	H22 年度	H27～R 元年度	R2～R5 年度	R6 年度
青少年広場（箇所数）	9	9	7	7
子どもの遊び場（箇所数）	7	7	7	6
児童遊園（箇所数）	16	14	14	14※
子どもの広場（箇所数）	4	4	3	3※

※うめだ児童遊園及び梅田子どもの広場を含む(令和 4 年 3 月 31 日付で青少年課へ所管替え)

内 容	・市域には市街化区域内に 29 箇所の児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場が設置されています。これらの都市公園に準ずる青少年広場等を、公園の不足する市街地での交流・活動の場として活用するものです。
方 針	・周辺市街地の状況や住民のニーズを踏まえ、新たな機能の導入や環境の改善に取り組みます。 ・身近な公園の再編整備にこれらの児童遊園等を含め、機能の転換等を検討します。 ・可能なものから、順次、都市公園としての供用開始を検討します。
これまでの実績	・令和 6 年 2 月 1 日から、山崎浄化センタースポーツ等広場の利用を開始しました。(スポーツ課)

(7) 都市公園等の質の向上

公園施設長寿命化計画

令和 6 年度実績

- ・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、修繕を 30 件行いました。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	R30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
遊具修繕 (公園数)	8	12	7	5	0	1	1	37	31	30

内 容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進行に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・更新などの長寿命化対策を計画的に行うものです。 ・平成 31 年(2019 年)3 月に策定した「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の補修や更新等を行っていくものです。
方 針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して施設の更新を進めます。
これまでの実績	・平成 25 年度、91 公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・平成 30 年度、278 公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。

(8) 民間活力による公園施設の設置・管理

公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会

令和 6 年度実績

- ・笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会が指定管理者として、民間事業者のノウハウを活用した、都市公園の管理運営を行いました。

内 容	・指定管理者制度により、都市公園の管理を行う団体を指定し、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的で、より質の高い公園の管理運営を行うものです。 ・都市公園の管理運営の質の向上を目的として、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO 法人・中間法人等を幅広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。 ・公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI 制度)は、飲食店や売店等の利用者の利便につながる収益施設の設置と、その収益を活用して公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。 ・これにより、都市公園に民間の投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利用の増進を図るものです。 ・公園協議会は、公園利用者の利便の向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための組織です。
方 針	・都市公園においては、指定管理者制度による維持管理を継続します。 ・公園施設の設置管理許可制度及び公募設置管理制度の活用を検討します。 ・必要に応じて公園協議会の設置を検討します。
これまでの実績	・平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。 ・令和 6 年度から令和 10 年度までの指定管理者として、笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は NPO 法人鎌倉広町の森市民の会を指定しました。

(9)その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備

令和 6 年度実績

実績なし

※まちづくり空地は、基本的に開発事業者(又は土地所有者等)が、歩道状空地として管理するものです。

	～H12 年度	～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2～R5 年度	R6 年度
整備件数 (件)	33	19	12	9	3	-
整備面積 (㎡)	1,252	423	184	120	68.18	-
累計整備 件数(件)	33	52	64	73	76	76
累計整備 面積(㎡)	1,252	1,675	1,859	1,979	2,046.55	2,046.55

※商業系地域以外での歩道状空地の整備を含めた実績です。

内 容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域及びその他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときに、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方 針	・まちづくり空地の設置を誘導します。

遊歩道等の整備

令和 6 年度実績

- ・令和 7 年 1 月に、砂押川プロムナードのサクラ 9 本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。
- ・樹木の専門家の協力を得て、県道 402 号などでエンジュ等 43 本の樹勢診断、現況調査を実施しました。
- ・令和 7 年 3 月に、交通安全対策施設工事で、既存の歩道の段差等の改善(11 箇所)を行いました。(津西一丁目)

歩道の整備	～12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2～5 年度	R6 年度		
路線数	2	8	11	23	11 (3)	1		
箇所数	70	8	11	190	63 (24)	11		

※箇所数は段差等の改善を含む。

※()は観光課実施

内 容	・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせます。 ・既設ハイキングコースに加え、丘陵地内や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方 針	・河川周辺のプロムナード化など、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源との繋がりを考慮した、遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。
これまでの 実績	・令和 5 年 3 月に、砂押川プロムナードの桜 7 本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。 ・樹木の専門家の協力を得て、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で砂押川プロムナードの桜の樹勢診断、現況調査等を実施しました。 ・令和 6 年 3 月に、交通安全対策施設工事で、既存の歩道の段差等の改善を行いました。 (笹田二丁目：9 箇所、由比ガ浜四丁目：11 箇所)

(10)緑化に係る法制度

風致地区・開発事業区域内等の緑化

令和6年度実績

・令和6年度実績は次の表のとおりです。

	H13～H17 年度	～H22年 度	～H27年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	357	335	395	60	64	65	55	59

※令和6年度協議件数の内風致地区内での協議は、31件。

	H23～H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	72	13	18	7	9	14

※風致地区内行為許可件数については、32頁を参照。

内 容	・風致地区内の行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例、鎌倉市特定土地利用条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方 針	・緑豊かで快適な居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
これまでの実績	・平成25年5月、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。

緑化重点地区

内 容	・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。 ・都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致の維持が特に重要な地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定め、緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画で設定するもので、土地利用の規制を伴う地区ではありません。
方 針	・市民や企業等と連携して市街地全体の緑化を推進します。

※緑化重点地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)166頁を参照してください。

■緑化重点地区内の3つの都市拠点における近年の主な取組等

地区	近年の主な取組とその関連事項
鎌倉駅 周辺地区	・令和2年4月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備工事を竣工しました。 ・令和3年2月、鎌倉駅東口駅前広場の再整備工事を竣工しました。
深沢地域国 鉄跡地周辺 地区	・令和2年7月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」の検討を開始しました。 ・令和3年3月、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会から「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン基本方針」について答申を受けました。 ・令和4年3月1日、深沢地域整備事業に関する都市計画決定及び変更を告示しました。
大船駅 周辺地区	【鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり】 ・砂押川プロムナードでの実績は、59頁を参照してください。

(11) 公共施設の緑化

道路の緑化

令和 6 年度実績
・砂押川プロムナードでの実績は 57 頁を参照してください。 ・神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 265 本を剪定しました。 ・県がマリーゴールド等の花苗を 3 回提供し、NP0 かまくら桜の会が若宮大路の植栽升へ植え付けをしています。 ・市内の街路樹の高木・中木の剪定、低木刈込、除草を適宜行っています。

	H13～H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
植栽本数 (本)	40	541	264	8	-	10	2	-

	～27 年度	R2 年度	R3 年	R4 年度	R5 年度	R6 年度
街路樹の路線数(路線)	71	70	71	71	71	71

内 容	・公園・河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。 ・既存の街路樹を良好に維持管理するものです。
方 針	・今後の都市計画道路の整備などにあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化に努めます。 ・既存の街路樹は、樹木の特性に応じた剪定、必要に応じた除草や補植などを行います。

河川環境の整備

内 容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方 針	・市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
これまでの 実績	【砂押川桜保全再生の取り組み(計画の策定と実施)】 ・昭和 11 年、松竹大船撮影所が大船に移転したことを記念して植えられた桜並木を保全再生するため、市と住民、関係者が協力し、既存樹木の再生治療や維持管理を行おうとするものです。 ・「砂押川桜保全再生計画」に基づき市と住民、関係者が協働して保全再生、管理を行います。

公共建物等の緑化

令和 6 年度実績

- ・市営住宅集約化事業において、令和 6 年（2024 年）に笛田住宅 A 棟が竣工し、敷地内緑化を行いました。
- ・令和 6 年度実績は次の表のとおりです。

公共建物緑化	H13～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3、4 年度	R5 年度	R6 年度
植栽本数(本)	61	1,583	91	5,147	149	0	1,245

※平成 13～16、20～21、23、24 年度は樹木の植栽の実績がありません。

内 容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方 針	・全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が 30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。

鎌倉山桜並木保存計画

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度実績は次の表のとおりです。

	H18～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施(本)	592	290	109	2	1	0	0
実施内容	天狗巣病枝 含む枝下ろし等	天狗巣病枝 含む枝下ろし等	天狗巣病枝 含む枝下ろし等	枯れ枝、枯 損木の伐採	家屋等に支 障がでている枝の伐採	－	－

内 容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方 針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行うと共に、地域の状況に応じて見直しを行います。
これまでの 実績	・鎌倉山桜並木調査を平成 6 年度に実施し、それに基づき、引き続き天狗巣病枝含む枝下ろし等の管理行為を行っています。

(12)市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業

令和 6 年度実績								
・周知用チラシを作成し、緑化まつりや市が主催するイベントの際に配布しました。 ・令和 6 年度実績は次の表のとおりです。								
	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～R2 年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助金交付 件数(件)	31	130	71	67	8	2	9	9
植栽延長(m)	369.7	1,579.9	837	779.19	84.93	11.8	83.8	81.8
植栽本数(本)	927	4,216	2,230	1,774	141	19	154	171

内 容	・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが敷地の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。補助の対象は接道部の生け垣や高木植栽等を含みます。
方 針	・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱に基づき市民などによる接道緑化を支援します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。
これまでの 実績	・令和 3 年 4 月 1 日、危険ブロック塀等補助金との連携を強化し、当該補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で、交付決定後 1 年以内にブロック塀等に代えて接道緑化をする場合の補助率を 9/10 に引き上げました（従前は 2/3）。

自主まちづくり計画策定地区等での緑化

内 容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。
方 針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・自主まちづくり計画策定地区で緑化の取り決めがある場合は、まち並みのみどりの奨励事業の補助率を上げています。
これまでの 実績	・景観形成地区の内 3 地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行っています。 ・鎌倉山地区(自主まちづくり計画策定地区)で、鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜並木の管理行為を行っています。

地域提案型の公共施設の緑化

令和 6 年度実績

なし

内 容	・ 様々なまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方 針	・ 地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。
これまでの実績	・ 市民活動団体と市による相互提案協働事業にて採択された梶原山住宅街路のツツジ 350 本の補植を梶原山町内会が行いました。

緑化に関する地区計画が定められた区域(接道緑化の補助率 2/3)

	地区計画名	都市計画決定年月日	面積
1	十二所積善地区	平成 4 年 12 月 15 日	約 2.7ha
2	大町六丁目地区	平成 9 年 4 月 28 日	約 0.4ha
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成 13 年 8 月 13 日	約 11.2ha
4	台亀井地区	平成 15 年 4 月 25 日	約 3.3ha
5	大船高野地区	平成 15 年 12 月 24 日	約 1.9ha
6	笹田三丁目地区	平成 16 年 12 月 16 日	約 0.7ha
7	十二所積善第 2 地区	平成 24 年 2 月 20 日	約 0.3ha
8	腰越五丁目地区	平成 26 年 7 月 31 日	約 0.8ha
9	大平山丸山地区	平成 31 年 2 月 6 日	約 33.6ha
10	住友常盤地区	令和 6 年 2 月 15 日	約 8.5ha
11	小町二丁目地区	令和 6 年 2 月 15 日	約 0.9ha

景観形成地区(接道緑化の補助率 2/3)

	地区名	地区指定年月日	備考
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏)地区	平成 10 年 7 月 10 日	※1、3、4 の計 3 地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行いました。(H19.1.1)
2	浄明寺胡桃ヶ谷地区	平成 11 年 1 月 11 日	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成 14 年 4 月 15 日	
4	由比ガ浜中央地区	平成 17 年 1 月 28 日	

緑化に関する記載がある自主まちづくり計画決定地区(接道緑化の補助率 2/3)

	まちづくり市民団体名	計画提案年月日
1	大町 2 丁目の環境を考える会	平成 9 年 3 月 5 日
2	長谷二丁目街づくり協議会	平成 11 年 2 月 23 日
3	鎌倉山町内会	平成 12 年 4 月 11 日
4	谷際自治会	平成 12 年 9 月 6 日
5	大町 6・7 丁目自治会	平成 15 年 8 月 26 日
6	笹目街づくりの会	平成 16 年 3 月 9 日
7	西鎌倉山自治会五期地区	平成 19 年 8 月 3 日
8	花とみどりの由比ガ浜まちづくり会	平成 20 年 10 月 6 日
9	富士見町町内会	平成 21 年 1 月 26 日
10	塔之辻まちづくり委員会	平成 22 年 8 月 25 日
11	緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会	平成 22 年 11 月 19 日
12	梶原山町内会まちづくり委員会	平成 24 年 3 月 26 日
13	鎌倉宇都宮辻子幕跡周辺地区のまちづくりの会	平成 30 年 11 月 22 日

オープン・ガーデンの支援

内 容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方 針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
これまでの実績	・笹目町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・平成 26 から令和元年度は、大町のオープン・ガーデンの実施主の 1 名から参加費の一部が鎌倉風致保存会に寄附されました。 ・令和 2 から 5 年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、実施しませんでした。 ・令和 6 年度の実績はありません。

(13) 緑化推進団体の育成と連携

ボランティアやトラスト運動との連携

令和6年度実績

- ・ NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが梶原の森たんぼ保育園の園庭・梶原冒険遊び場の草刈りを行いました。
- ・ NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー及び鎌倉常盤山の会が、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構の補助金を得て県有地（鎌倉市常盤・梶原四丁目）の森林整備を行っています。
- ・ 常盤山特別緑地保全地区 保全管理計画の策定に当たっては、常盤山特別緑地保全地区周辺において緑地の維持管理活動を行っているボランティア団体等から素案に対する意見を聴取し、必要に応じてその意見を反映しています。

鎌倉風致保存会への補助	H13～H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
運営補助金(千円)	81,475	75,292	57,947	51,127	10,382	10,382	10,382	10,382
風致保存基金積立金(千円)	25,486	101,353	1,663	15,602	5,823	6,320	4,055	2,890

	H17年度※1	～H22年度	H23～26年度※2	～H30年度	R2、3、4年度	R5・6年度
みどりの環境感謝の日参加人数(人)	68	377	165	鎌倉風致保存会がかまくら里山フェスタ※3を実施	-	開催に必要なマンパワー不足のため中止-

※1 17年度は史跡永福寺跡のみの参加人数

※2 平成24年度は雨天中止

※3 下表参照

鎌倉風致保存会	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2、3、4年度	R5・6年度
かまくら里山フェスタ参加人数(人)	215	276	雨天中止	353	雨天中止	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止	開催に必要なマンパワー不足のため中止

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
緑地等指定事業助成金(千円)	247	461	572	912	917	612

※ かながわトラストみどり財団が行う、市の緑地所有者との契約等により緑地保全を図る事業に対する助成

※令和3年度で事業終了

内 容	・公益財団法人鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるとともに、各種団体等との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その活動の中心となる実施・運営機能を備えた組織づくりを目指すものです。
方 針	・トラスト運動等との連携をさらに充実させ、緑地保全を推進します。
これまでの実績	・鎌倉風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄附を行っています。 ・鎌倉風致保存会による樹林管理のボランティア活動が実施されています。 ・鎌倉風致保存会等と連携して、鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(令和6年度までに33回開催) ・平成9～26年度、鎌倉風致保存会と連携して「みどりの環境感謝の日」として緑地管理作業等を実施し、平成27～令和3年度は、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に「かまくら里山フェスタ」を開催しています(令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、令和5,6年度は開催に必要なマンパワー不足のため中止)。 ・県が鎌倉坂ノ下緑地(2.35ha)、鎌倉今泉緑地(0.31ha)を保全管理しています(トラスト緑地)。 ・鎌倉風致保存会がトラスト緑地として取得したことにより、御谷山林(1.57ha)、笹目緑地(1.18ha)、十二所果樹園(5.04ha)、坂井家住宅緑地(0.32ha)が保全されています。

令和6年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

- ・鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えるため、公益3事業(緑地保全事業、建造物等保全事業、普及啓発事業)を行いました。
- ・緑地保全事業では、緑地維持管理を目的とした「みどりのボランティア」を所有緑地、国指定史跡及び寺院境内地で35回開催し、延べ721人が参加しました。
- ・また、緑地維持管理を目的とした会員有志の活動を、所有する十二所果樹園及び坂井家住宅緑地並びに建長寺回春院で59回実施し、延べ483人が参加しました。
- ・建造物等保全事業では、作家大佛次郎が晩年社交の場として使用した大佛次郎茶亭の維持管理費の一部を助成するとともに、一般公開を春と秋に実施し、延べ207人が来場しました。
- ・普及啓発事業では、様々な普及啓発イベントを開催しました。
- ・自然や環境等についての講座「お話サロン」を6回開催し、延べ97人が参加しました。
- ・鎌倉の寺院や史跡等を訪ねる「古都鎌倉の緑と歴史探訪」を(公財)かながわトラストみどり財団と共同で2回開催し、延べ33人が参加しました。
- ・鎌倉の寺院や史跡等を訪ねる「歴史ウォーク座学」及び「歴史ウォーク」をそれぞれ4回開催し、延べ135人が参加しました。
- ・身近な自然を観察する「みどりウォーク」を坂井家住宅緑地で4回開催し、延べ62人が参加しました。
- ・鎌倉の自然素材を使用した「クリスマスリース教室」を開催し、28人が参加しました。
- ・所有する十二所果樹園で収穫した梅を販売する「梅の販売会」を鎌倉市役所本庁舎前庭で開催し、約127kgを販売しました。
- ・天然の藍を原料に染物を楽しむ「藍染体験教室」を開催し、27人が参加しました。
- ・所有する十二所果樹園で栗拾いを楽しむ「家族で栗拾い」を開催し、43人が参加しました。また、会員を対象とした栗拾いを1回開催し、延べ13人が参加しました。
- ・海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動の「秋の海ごみゼロウィーク 2024」に参加し、材木座海岸で海岸清掃及びマイクロプラスチック採取体験を行う「海岸清掃」を開催し、47人が参加しました。
- ・鎌倉風致保存会設立60周年と鎌倉を愛する音楽の仲間創立30周年を記念して「ナショナルトラストコンサート」を鎌倉を愛する音楽の仲間と共同で開催し、109人が来場しました。
- ・鎌倉風致保存会設立60周年記念事業として「街かどウォーク」を開催し、7人が参加しました。
- ・鎌倉風致保存会設立60周年記念事業として「展示会」を鎌倉生涯学習センターギャラリーC・Dで開催し、4日間で延べ215人が来場しました。
- ・鎌倉風致保存会設立60周年記念事業として「植樹祭」を十二所果樹園で開催し、11種類26本の落葉樹を植樹し、31人が参加しました。
- ・令和6年8月20日～8月26日、鎌倉駅地下道ギャラリーで、保存会の活動を紹介する展示を行いました。
- ・鎌倉市との協働事業では、ハイキングコースの安全を確認する「ハイキングコース・パトロール」を39回実施し、延べ250人が参加しました。

- ・他のトラスト団体との協働では、令和7年2月6日～2月11日、厚木市とNPO法人神奈川県自然保護協会が共同で開催する「さがみ自然フォーラム」に参加し、パネル展示を行いました。
- ・令和7年2月16日、鎌倉市市民活動センターが開催する「かまくら市民活動フェスティバル」に参加し、パネル展示を行いました。
- ・鎌倉風致保存会設立60周年記念事業として、鎌倉市内の自然や歴史的景観の保全を目指す関係団体と鎌倉のみどりを議題に「座談会」を行いました。

	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
鎌倉風致保存会会員数(人)	457	404	353	342	346	338	343

緑のレンジャーや担い手の育成

令和6年度実績

- ・みどり公園課長が「緑のレンジャー」講座で、「鎌倉市のみどり」に関する講義を行いました。
- ・寺分一丁目特別緑地保全地区内のアジサイの名所となっている土地で、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーがアジサイ等の管理を行っています。
- ・小学生を対象に、市役所のビオトープ池の観察会を8月23日に実施し、子ども5名、大人3名が参加しました。(環境政策課)

	H13～H17年度	～H22年度	～H27年度	～R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ジュニア参加者(人)	231	127	184	168	-	-	-	232	215
レンジャー参加者(人)	144	57	81	73	-	15	197	135	144
自主活動延参加者(延人)※ ¹	1,940	1,620	1,664	1,525	981※ ²	1,729	1,773	2,077	2,188

ジュニアレンジャーの事業は平成8年度から実施しています。R2～R4年度は休止。

※¹ 自主活動延参加者数は、鎌倉市公園協会のサポートによる緑のレンジャー講座修了生の公園緑地の保全管理活動と、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーの事業活動参加者が含まれています。

※² 令和2年度の自主活動延参加者数は、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーの事業活動のみの数値です。

内 容	・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成するものです。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。				
概 要	<table border="1"> <tr> <td>ジュニア レンジャー</td><td>小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。</td></tr> <tr> <td>シニア レンジャー</td><td>市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。</td></tr> </table>	ジュニア レンジャー	小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。	シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。
ジュニア レンジャー	小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。				
シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。				
方 針	・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・緑のレンジャーの活動の場を広げ、地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑地維持管理の担い手育成につなげていきます。 ・地域のボランティアリーダーやコーディネーターの育成・配置を進めます。				
これまでの実績	・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から公的な緑化推進団体への委託により運営しており平成 20～令和 3 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成 27 年 4 月、緑のレンジャー(シニア)の 0B・0G から成る自主活動グループが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーとして県に認証されました。				

公園愛護会・街路樹愛護会・市有緑地愛護会・市民緑地愛護会等

令和 6 年度実績

- ・令和 6 年度末現在、公園愛護会として 94 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が登録しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- ・令和 7 年 2 月 21 日に笛田町内会一丁目公園愛護会が発足しました。
- ・鎌倉市公園協会による公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした研修会を実施しました。
- ・令和 6 年度から市有緑地愛護会制度を創設するため、鎌倉市市有緑地愛護会の設立等に関する要綱を策定しました。

	H22 年度	H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
公園愛護会の参画する公園数	153	153	157	155	160	160	161
街路樹愛護会の参画する路線数	37	38	35	35	35	34	34
市有緑地愛護会の参画する緑地数	-	-	-	-	-	-	22

市民緑地愛護会名称	設立	会員数 (平成 30 年度末現在)	対象とする市民緑地
玉縄城緑地愛護会	平成 24 年度	26 名	植木 1 号市民緑地

内 容	・町内会・老人会・婦人会・子供会などが、市の要綱に基づいて街区公園等、街路樹、市民緑地の愛護活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方 針	・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会の育成に努め、それぞれの維持管理活動を実施します。
これまでの実績	・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されました。

(14) 緑の知識の普及

緑の情報提供・緑化窓口の充実

令和6年度実績

- ・鎌倉駅地下道ギャラリー50の活用を行い、行政の取組等について情報発信しています。
- ・平成9年6月から、鎌倉市公園協会により鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を開設し、毎週月・金・土・日・祝祭日(年末年始休み)午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)に、樹木相談等に応じています。相談件数については次の表のとおりです。

■令和6度鎌倉駅地下道ギャラリー50で展示した事業等一覧

年 月 日	内 容
令和6年8月20日～26日	鎌倉風致保存会活動紹介
令和6年8月27日～9月2日	鎌倉市の緑政事業の紹介
令和6年10月1日～7日	古都保存法、都市景観に関する展示
令和6年12月10日～16日	フォトコンテスト「公園で見つけた素敵な一瞬」
令和7年3月11日～17日	緑のレンジャー紹介展示

■緑の相談コーナー相談件数

	H17年度	H18～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数(件)	1,035	3,982	2,080	1,082	179	173	176	183

内 容	・市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供するため、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	・市のホームページ、SNS等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。 ・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。

緑の学校等講習会の開催

緑の学校	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3、4年度	R5年度	R6年度
受講者数(人)	31	95	245	84	—	26	14
延受講者数(人)	245	617	1,688	540	—	166	80
修了者等講習会 受講者数(人)	—	61	72	21	—	17	—

■緑の学校修了者の会一覧

修了年度	サークル名	修了年度	サークル名
H12年度	かまくら緑の会 2000	H26年度	14 鎌倉みどりの会
H15年度	2003 みどりの会	H27年度	15 鎌倉みどりの会
H16年度	04 鎌倉みどりの会	H28年度	16 みどりの会
H17年度	鎌倉 05 緑の会	H29年度	17 みどりの会
H19年度	07 みどりの会	H30年度	18 みどりの会
H23年度	みどりの会 2011	R元年度	かまくら緑の会 2019
H24年度	2012 緑の会	R5年度	23 みどりの会
H25年度	2013 鎌倉みどりの会		

内 容	・市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供する他、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	・市のホームページ、SNS 等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。 ・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
これまでの実績	【緑の学校】 ・緑の学校の受講修了者等に対する講習会の開催や、緑のレンジャーの自主活動との連携を通じて、地域緑化指導者の育成を図っています。 ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20 年度～令和 2 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成 23 年度～令和元年度は、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所理事長兼所長)を講師として招き、年 3 回の講義を担当していただきました。 ・令和 2～4 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業を中止としました。

令和 6 年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・「雑草と育てる土づくり畑づくり」を開催し、実施回数 8 回、延受講者 104 人でした。
- ・「木を知って木を育てる剪定講座」を開催し、実施回数 8 回、延受講者数 92 人でした。
- ・「はじめてのガーデニング講座」を開催し、実施回数 5 回、延受講者数 42 人でした。
- ・「自然観察会」を開催し、実施回数 11 回、延受講者数、延受講者数 47 人でした。
- ・「写真教室」を開催し、実施回数 1 回、受講者数 11 人でした。
- ・「フラワーアレンジメント教室」を開催し、実施回数 1 回、受講者数 18 人でした。
- ・「運動教室」を開催し、実施回数 2 回、延受講者数 40 人でした。
- ・「こどもエコパーク」を開催し、実施回数 6 回、延受講者数 100 人でした。
- ・「こどもクラフト教室」を開催し、実施回数 1 回、受講者数 9 人でした。
- ・乳幼児向け講座として、「赤ちゃん、あそびたい」を開催し、実施回数 2 回、延受講者数 19 人でした。
- ・親子向けの講座、「親子でつくろうミニ門松アレンジメント」を開催、実施回数 1 回、受講者数 45 人でした。

園芸教室	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R2 年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数(回)	17	28	5	0	139	50	52	57	68
延受講者数(人)	394	311	360	0	738	299	279	232	334

※鎌倉市公園協会主催。平成 20、26～30 年度は講習会を開催していません。

学校での環境教育との連携

令和 6 年度実績

- ・鎌倉風致保存会が、市立中学校の卒業前の 3 年生が参加して地域のボランティア活動を行う中学生ボランティアを 3 校で実施し、雨天中止の 1 校には講義を行い、生徒たち 582 人が参加しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉市立中学校の卒業前の 3 年生が参加して地域のボランティア活動を行う中学生ボランティアを 3 校で実施し、雨天中止の 2 校には講義を行い、生徒たち 378 人が参加しました。
- ・鎌倉風致保存会が、神奈川大学の学生に、体験型研修の授業として 2 回にわたって、歴史ウォーク、御谷での草刈体験授業を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉市立大船中学校 2 年生に、御谷での草刈体験授業と鎌倉の自然についての講義を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、國學院大学観光まちづくり学部の学生に、御谷騒動と鎌倉の自然についての講義をオンラインで実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉市立腰越中学校 2 年生に、ハイキングコース・パトロールの体験授業と鎌倉の自然についての講義を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉女学院中学校 1 年生に、坂井家住宅の見学と鎌倉の自然についての講義を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、渋谷区松濤中学校 2 年生に、鎌倉の自然についての講義を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、千葉大学大学院都市環境システムコースの学生に、坂井家住宅和館及び洋館についての講義を実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉女子大学初等部 6 年生に、御谷での草刈り体験授業と御谷騒動についての講義を実施しました。

こどもエコクラブ	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3～5年度	R6年度
参加団体数(団体)	137	2	14	9	5	—	—
参加者数(人)	1,703	45	735	372	170	—	—

環境出前教室	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度
開催回数(回)	17	123	227	190	35	41	36	40
参加者数(人)	1,049	7,683	12,969	11,331	2,352	2,118	1,450	1,982

緑行政に関する説明	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度
実施校数(校)	1	7	12	7	—	—	—	—

山林管理体験等	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度
実施校数(校)	8	32	36	35	4	7	10	11
参加者数(人)	736	3,323	3,430	2,294	318	332	652	462

※鎌倉風致保存会主催

内 容	・本市の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子供たちが楽しみながら自然の重要性等を学べる、実践的な環境教育活動や自然観察会などを実施するものです。
方 針	・教育活動との連携に努めます。
これまでの実績	・平成 28 年 3 月、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。

(15) 緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等

令和 6 年度実績	
・「みんなで考えようかまぐらの緑」ポスターコンクールを実施しました。応募者数 118 名、うち優秀賞は 33 名でした。	
内 容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまぐら緑の 50 選の指定などを実施するものです。
方 針	・各種のキャンペーンの充実に努めます。 ・現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
これまでの実績	・毎年、市内の小学校(高学年)及び中学校の児童・生徒を対象にして、「みんなで考えようかまぐらの緑」ポスターコンクールを実施し、表彰式を行っています。(令和 6 年度までに 31 回実施。平成 19～令和 6 年までの優秀作品を市のホームページに掲載しています。) ・鎌倉市緑化まつりにあわせる等して、市の木、市の花の紹介など啓発に努めています。

緑化パンフレット等の配布

令和 6 年度実績	
・「緑の手引き」「みどりの手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用しています。 ・本市作成の「まち並みのみどりの奨励事業」「鎌倉市緑の基本計画概要版」「鎌倉市のみどりの概要版」等緑化パンフレットの他、県立フラワーセンター大船植物園発行「植物園だより」「かたぐるま」など、関連する情報パンフレットを窓口等で配布しています。	
内 容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方 針	・各緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。

緑化まつりの開催

令和 6 年度実績	
・第 33 回鎌倉市緑化まつりを鎌倉中央公園で開催しました。(鎌倉中央公園フェスティバルと同時開催)花と緑にふれあい、緑の効用や自然の仕組みを理解するため、園芸相談や生花の販売、スタンプラリーなどのイベントを実施しました。来場者数は約 2,000 名でした。	
内 容	・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方 針	・「鎌倉市緑化まつり」等の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。
これまでの実績	・平成 28 年度から従来の開催形式を改め、既存イベントとの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しました。

緑の顕彰制度

内 容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方 針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。

■ 令和6年度 市民の身近な森づくり事業に関する概要報告

令和7年（2025年）7月11日

鎌倉市都市景観部みどり公園課

鎌倉市では、緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマを設定し、重点的に実施するものをリーディング・プロジェクトとしています。テーマの一つである「緑の質の向上」は、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進する方針を示し、本事業は、そのリーディング・プロジェクトに位置付けています。

緑の質の向上を図る間伐などの手入れは、平成21年度から令和3年度までは、「確保緑地の適正整備事業」として、主に常盤山特別緑地保全地区において継続して実施し、植生の回復や野生鳥獣の利用の増加などの効果を確認することができました。本事業においても、市内の緑地の質を向上させるため、これまで確保した市有緑地のうち荒廃が進む恐れのある緑地及び特別緑地保全地区指定候補地の維持管理を実施していきます。

●事業・整備の概要

- 特別緑地保全地区^{※1}の指定を行った緑地で、状況に応じて、市有緑地だけでなく民有緑地も対象とします。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、下刈り、伐採、枝払い等による樹林と竹林の整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前から周辺住民からの要望に対応した維持管理も行っていますが、この事業は一体的な緑の質の向上を目指して実施しているものです。
- 整備の実施前後に現地踏査等によるモニタリングを行い、事業実施の参考にしています。

●期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能の向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業。

1. 事業実施概要



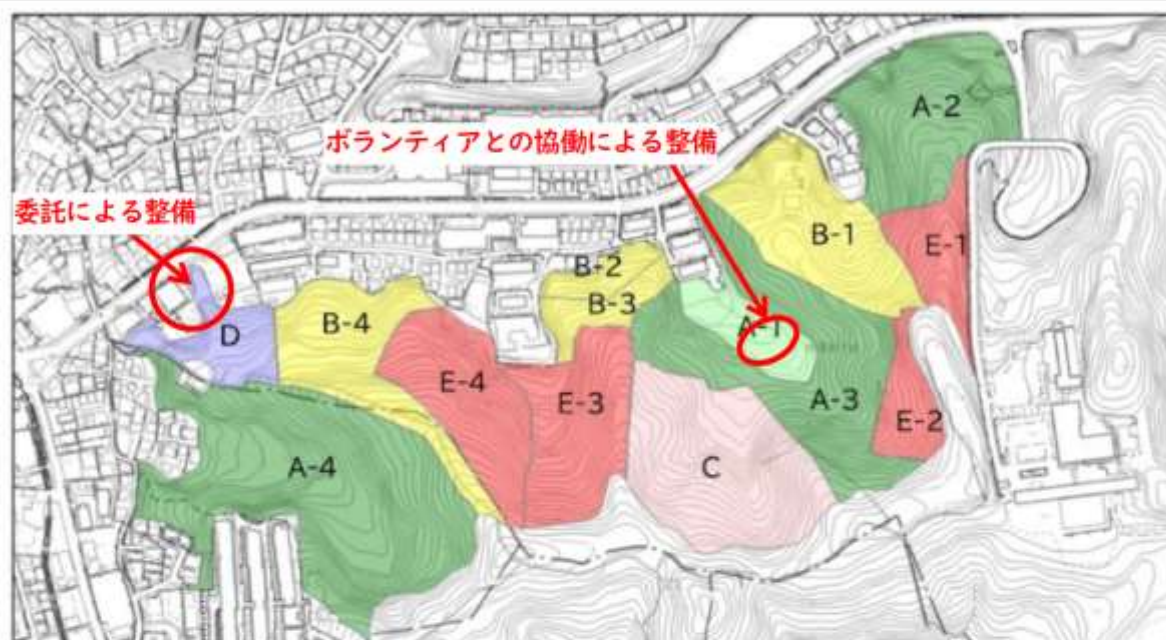
令和6年度 市民の身近な森づくり事業 対象地位置図

^{※1} 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では12地区（約52.4ha）を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha以上の緑地（指定候補地内の土地を含みます）が鎌倉市有地となっています。

常盤山地区では、市民ボランティア等との連携・協力を得ながら維持管理作業を継続し、緑の質の向上を図りたいと考えおり、そのため、緑地の将来像を示し、管理の方針及び手法を市民及び市が共有しながら、将来像の実現を図ることを目的とした「常盤山特別緑地保全地区 保安全管理計画」を令和5年度に策定しました。

令和6年度は、当該計画において令和6年～8年（第1期）に整備を図るとした箇所（Dゾーン）で委託による整備を実施しました。なお、樹林地への誘導を試行している荒廃竹林（A-1ゾーン）の整備については、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーの協力を得て、試験地内の再生竹の伐採と径路の刈払いを実施しました。

また、委託による整備を実施したDゾーンでは、令和7年（2025年）3月18日に株式会社JDRONEによるドローンを活用した森林調査の実証実験も実施しました。



- A-1 荒廃竹林から周辺の常緑広葉樹林と一体となるような樹林地をめざす
- A-2～4 極力人の手を入れない落ち着いた常緑広葉樹林をめざす
- B-1～4 クヌギ・コナラ等の落葉広葉樹を主体とした明るい落葉広葉樹林をめざす
- C 高木の広葉樹を活かし、健全な針葉樹と広葉樹の混交林をめざす
- D 密生した竹を整備し、竹の密度が適正に保たれた明るい竹林をめざす
- E-1～4 スギ・ヒノキを主体とした巨木林をめざす

ゾーンごとの年次計画（優先的に整備を図るゾーン）

	年度	整備を実施するゾーン	備考
第1期	令和6～8年	A-1 B-1、C D E-3	
第2期	令和9～11年	A-2、A-3、B-4、E-4	
第3期	令和12～14年	A-4、B-2、B-3、E-1、E-2	

（常盤山特別緑地保全地区 保安全管理計画より抜粋）

（1）委託業務の概要と施工地の概況

- 施工地の概況：長期間手入れがされていなかったために、竹（モウソウチク）が密生し、枯れたり、折れたりしているものが多い。
- 業務名：令和6年度市民の身近な森づくり事業
- 業務箇所及び面積：常盤山特別緑地保全地区※（Dゾーンの内、約0.04ha）※全域面積は約19ha
- 業務履行期間：令和6年（2024年）10月21日～令和7年（2025年）2月7日
- 主な工種 ①竹伐採 220本 ②枯木の伐採（倒木除去を含む）7本 ③径路新設 40m ④竹柵工設置 20m ⑤竹筋工設置 30m ⑥倒竹除去 160㎡

施工前写真



施工後写真



拡大図



①伐採する竹の選定について

主に枯れたり、折れたり、動物等による被害を受けた生育不良の竹を伐採する竹として選定しました。また、年数を経て稈が黄色く変色した竹も多く、そのような老齢竹も伐採の対象としましたが、一度に伐採はせずに、徐々に入れ替えることとして一部は残しました。

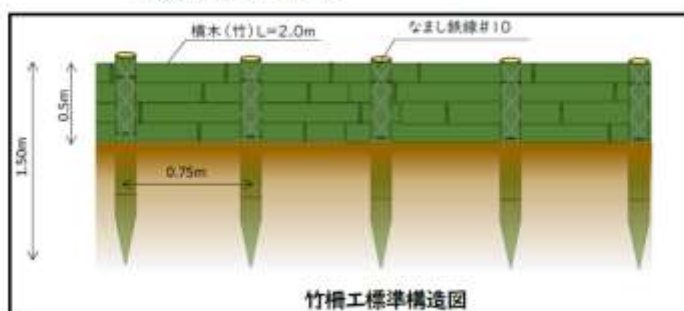
選定の目安としては、生育不良の竹は伐採竹として選定するとともに、生育状況を見ながら残す竹を決め、残す竹1本に対し近接する竹（おおよそ半径1mの内にいる竹）も伐採することとしました。

②竹柵工について

竹柵工は、斜面の土砂の流出などを防ぐ目的で設置するものです。

伐採した竹を用いて現場で作成し、主に新設した径路沿いの谷側に設置し、斜面が崩れることを防ぎます。

また、径路との間に形成されるポケット部に土砂や落葉等が堆積し、新たな生息環境を創出することで、多様な生物の保全を図ります。



※当該地では竹杭が挿入できなかったことから、木杭を使用しています。

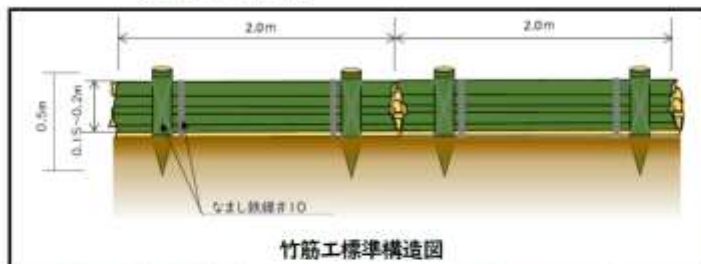


③竹筋工について

竹筋工は、斜面を流れる雨水の分散を図り、地表面の浸食を防ぐ目的で設置するものです。

伐採した竹を用いて現場で作成し、等高線に沿うように（斜面に平行に）設置しています。

横木にする竹は、6～8等分に割ってから、径0.15cm～0.2m程度に束ねることで、小動物のすみかになる効果も期待しています。



※当該地では竹杭が挿入できなかったことから、木杭を使用しています。



(2) ボランティアとの連携による整備

市営梶原東住宅の裏に位置するマダケ林（A-1ゾーン）は、平成26年（2014年）2月の降雪で竹が折れ重なり、日照不足や風通しの悪さから荒廃した竹林で、平成27年（2015年）に被害を受けた竹林の内、約200㎡を皆伐し、埋土種子等の発芽から新たな植生へ誘導する試験整備を行ってきました。主に、毎年新たに発生する竹を除去する作業を継続した結果、現在は、埋土種子や野鳥による種子散布等によって発生した稚樹が生長し、樹林地を形成しています。

しかし、樹林地内には、現在も竹が発生するため、その除去が必要となっています。稚樹の生育を損ねないように作業する等の配慮も必要であることから、令和5年度に引き続き、令和6年度もNPO法人鎌倉みどりのレンジャーの協力を得て、竹の伐採を行いました。

【施工前】



【施工中】



【施工後】



（令和6年（2024年）6月13日実施）

(3) モニタリングの概要と結果

事業の効果を検証するため、モニタリングを行っています。

①Dゾーン

整備後、以下の期間でトレイルカメラを設置し、野生鳥獣の利用実態調査を行っています。

設置期間：令和7年（2025年）3月22日（土）～同年6月30日（月）

令和7年4月末までに確認できた主な野生鳥獣は、次のとおりです。

タヌキ、ノウサギ、ハシブトガラス、
キジバト
（外来生物）ハクビシン、コジュケイ
（特定外来生物）アライグマ、
クリハラリス



②A-1 ゾーン

以下の期間でトレイルカメラを設置し、野生鳥獣の利用実態調査を行っています。

設置期間①令和6年(2024年)5月15日～同年7月31日

②令和6年(2024年)11月29日～令和7年(2025年)6月30日

確認できた主な野生鳥獣は、次のとおりです。

設置 箇所 生物 種	試験地拡大区域 (60 m ²)  試験地に隣接する荒廃竹林の一部を皆伐した区域 (令和5年(2023年)度施工)	試験地 (約 200 m ²)  降雪で竹が折れ重なり、日照不足や風通しの悪さから、荒廃した竹林の一部を皆伐した区域 (平成27年(2015年)度施工)	竹チップ敷設地 (約 9 m ²)  伐採した竹をチップバーで処理し、敷設した区域 (平成30年(2018年)度施工)
鳥類	ハシブトガラス	アオジ、アカハラ★、 オオカワラヒワ★、 カワラヒワ★、コゲラ、 シロハラ★トラツグミ★、 ハシブトガラス コジュケイ (外来種) 囀り ウグイス、オオルリ、キビタキ、 サンコウチョウ、ホトトギス	アオジ ヤマシギ
哺乳類	タヌキ ノウサギ クリハリリス (特外)	タヌキ ノウサギ ネズミ類 (推定アカネズミ) アライグマ (特外) クリハリリス (特外)	タヌキ ノウサギ ネズミ類 (推定アカネズミ) アライグマ (特外) ネコ

※1 特外：特定外来種 ※2 ★印は今年度初めて確認された生物

4) その他

①神奈川県からドローン事業者による「ドローンを活用した樹林地のデモ調査」の案内があり、ドローンを活用した森林調査の実証実験を当地区で実施しました。

調査面積が限られていたため、今回は、令和6年度の委託整備箇所であるモウソウチク林(Dゾーン)や当課管理担当が実施する市有緑地縁辺部の危険木等の伐採において、その優先度を検討する際の参考となるように、右図の調査範囲を対象としてドローンを飛行させました。



調査日時：令和7年(2025年)3月18日(火) 13時～14時

天気：晴れ

機材取扱責任者：株式会社 JDRONE

調査対象面積：約 2.0ha

使用機材及び取得画像データ①DJI Mavic3 multispectral (対象区域内飛行時間：5分)

オルソ画像及びマルチスペクトル画像

②DJI Matrice350RTK (対象区域飛行時間：7分)

点群データ

【オルソ画像】

通常撮影される写真は、中心から広がって写るため、真上から見ることは中心の1点だけになりますが、オルソ画像は、複数の写真をオーバーラップさせて撮影、結合処理することで、写真全体がどの位置でも真上から見たものになっています。通常の航空写真撮影よりも低高度で撮影しており、鮮明な写真が取得できるため、現地の詳細な状況を把握することが可能です。

【マルチスペクトル画像】

人の目に見える可視光線だけでなく、近赤外線帯域の波長を観測し、オルソ画像化したものです。

植物が緑に見えるのは、可視光域の緑色光が反射されているためですが、それ以外にも、人の目には見えない近赤外線の波長が反射されており、それを捕えて樹木の活性度を可視化することが可能です。活性度が落ちている樹木は、この反射が弱く、樹木の状態を判別し、枯損木がどうかの判定や位置を正確に把握することが可能です。

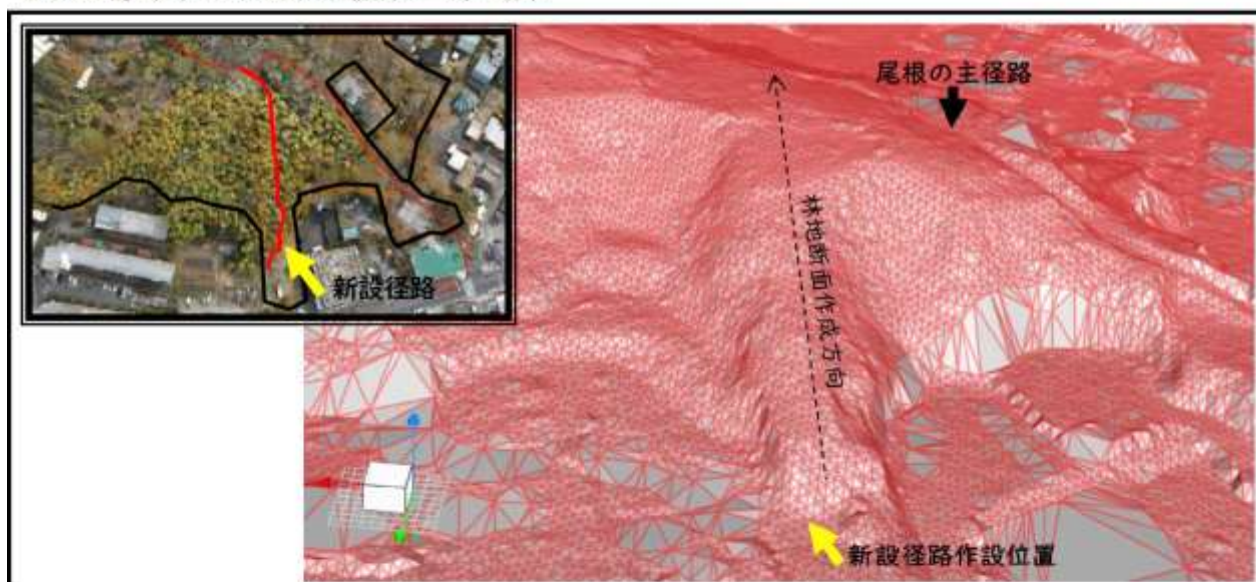
ただし、当該地のような落葉樹の樹林地では、落葉期（冬期）ではなく、展葉した夏場の撮影が必要です。

【点群データ】

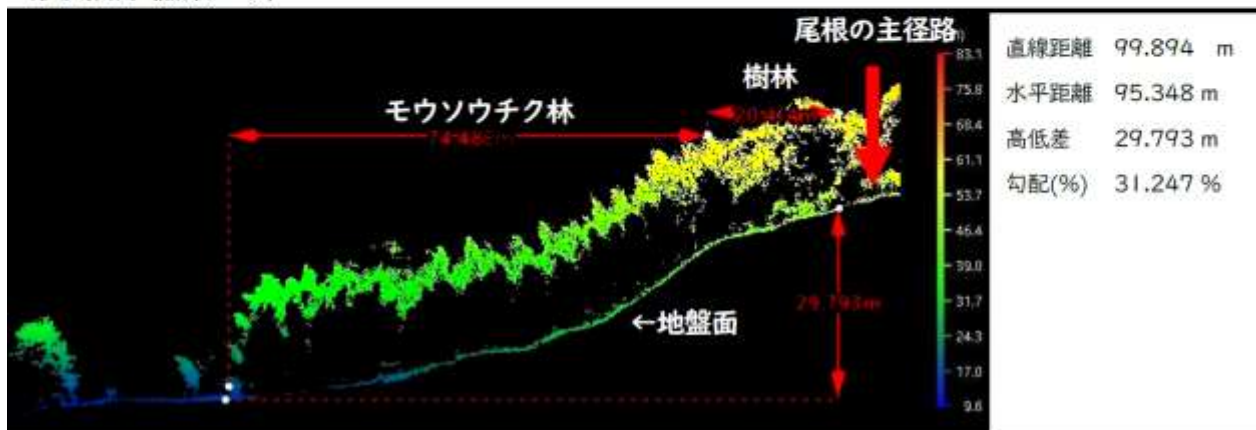
レーザーを照射し、その光が跳ね返ってくる時間から距離を計測し、集めたデータをPC上で点の集まりとして立体的に表すことが可能です。レーザーは木の間をすり抜けて地面まで到達するため、地形を可視化することができます。こちらは落葉期の方がよりレーザーが地面に到達しやすいため、冬期の実施が向いています。

対象地の地形断面を確認することもでき、樹高の計測や、樹林地縁辺部の道路や宅地に被圧した樹木の把握も可能です。

オルソ画像（左）と3D地形図（点群データ）（右）



林地断面図（点群データ）



2. 考察および今後の展望

(1) 本事業は、第3次鎌倉市総合計画 第4期基本計画実施計画（令和2年度～7年度）の緑地保全事業に含まれ、今後も継続して取り組む方針としています。これまでの成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローし、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。

(2) 鎌倉市緑の基本計画では、リーディング・プロジェクトにおいて「多様な連携と資源の利活用」もテーマの一つとしています。常盤山地区では、近接する県有緑地も含めて、市民ボランティアによる維持管理作業も進められています。今後も、市民ボランティア等との連携・協力を得るとともに、常盤山特別緑地保全地区 保全管理計画で示した管理の方針及び手法を共有しながら、当該地の保全及び将来像の実現を図ります。

(3) 常盤山地区では、常盤山特別緑地保全地区 保全管理計画のゾーン毎の年次計画を基に、作業を実施します。

① 荒廃竹林から周辺の常緑広葉樹林と一体となるような樹林地を目指すエリア（A-1ゾーン）

【試験地内の状況に対する考察】

市営梶原東住宅の裏に位置する荒廃した竹林では、試験地を設けて、平成27年（2015年）から整備を継続しています。埋土種子や野鳥による種子散布の結果、樹林地が形成され、その主な構成種としては、タラノキやアカメガシワをはじめとする先駆樹種が占めています。しかし、それらの生長と共に林内環境が変化し、令和5年度のモニタリングの結果からは、先駆樹種の生育が衰え、枯死している樹木もあることがわかりました。それらに変わる、次世代の構成種の生長も確認してはいますが、部分的に裸地となったところでは、再び先駆樹種であるタラノキやニワトコ等の生育が見られ、加えて、スズメウリや外来種であるベニバナボロギクが確認されました。部分的な裸地は、土壌の乾燥化や外来種の侵入などを進行させ、谷戸底にある当該地の生態環境を大きく改変してしまうことが懸念されます。A-1ゾーンでは、周辺の樹林地と一体となるような樹林の構築を目指していることから、このように部分的に裸地となった箇所に対しては、周辺の樹林地から稚樹を移植する等の作業を検討します。



タチツボスミレ

令和5年度に試験地に隣接した竹林の一部を皆伐した拡大区域においても、タラノキやベニバナボロギク等の生育を確認しましたが、当該区域に近接する林床では、日照条件が変化することで、通常、林縁部等の明るい林床に見られるタチツボスミレの群落が確認できました。一方、樹木が正常に生育し、やや薄暗く湿り気のある試験地内部では、ウマノミツバやネコノメソウ等が確認できました。特に、ウマノミツバやジャノヒゲはノウサギが好んで採食しているようで、右の写真のジャノヒゲには噛み跡が多数見られます。



【野生鳥獣の利用状況に対する考察】

試験地内の野生鳥獣の利用については、哺乳類では、早くからタヌキが確認でき、近年では、ノウサギの利用もみられるようになってきました。令和6年度のトレイルカメラによる調査では、同一個体と思われるものの利用が複数回記録されているだけでなく、複数の個体が利用している状況が記録されており、試験地内の環境がタヌキやノウサギの利用に適していると考えられます。

なお、トレイルカメラを設置している区画では、下草をひざ程度までに刈払うことで定点観察が可能であったことから、野生鳥獣が利用しやすい草丈の目安になると考えます。

今回確認された鳥獣のうち、アカハラ、シロハラ、トラツグミや、以前にも記録のあった、ヤマシギ、そして今回は記録がありませんでしたが、令和5年度に確認されたミゾゴイを含め、これらの鳥獣に共通することは、土壌動物、特にミミズを好んで採餌することにあります。径路上にモグラ塚が多数確認されていることから、当該地の土壌がミミズの多い肥沃な土壌になっていることが示唆されます。一方で、モグラ塚（穴）は土壌の乾燥化を促進すると言われており、生長する際に大量の水を必要とする竹は、枯れて衰退することが予想される一方で、水分をもとめて周辺の斜面へ竹林が拡大し、斜面林を衰退させてしまうことが危惧されます。前述の部分的な裸地化の課題とともに、土中の水分量を定期的に確認する等、土壌の状況にも配慮しながら、当該地の樹林地化を図る作業が必要です。

トレイルカメラを設置した区画や竹チップを敷設した区画は、いずれも10㎡程度の面積であり、現在、樹林地化を促進する施策を実施している試験地も200㎡程度とそれほど広くありませんが、前述のような光環境や土壌環境の違いは、特に、林床植生に相違を生じさせ、環境の違いに合わせて多様な種による利用が確認できるようになりました。したがって、今後、樹林地への移行を進める作業においては、特に、林床部においては、画一的に作業をするのではなく、異なった環境（空間）をパッチワーク状に配置していくことを検討したいと思います。



タヌキ (2025/3/17)



ノウサギ (2025/2/04)



モグラ塚



【ボランティアとの協働での維持管理作業時に配慮すべき事項について】

試験地内の維持管理については、点在する再生竹を伐採し、次世代を構成する樹木の幼木を損傷しないように作業する等の配慮が必要となり、委託事業では事業者への指示が困難であるため、年に1～2回ボランティアとともに作業をすることにしました。

令和6年度は竹の生長が旺盛となる6月に主に再生竹の除伐を10数人で2時間、作業を実施しました。伐採した竹は早期に腐朽、分解するように竹割器を使用し、6つ割りにして積み置きするようにしましたが、再生竹はまだ柔らかく、竹割器の使用は難しかったため、そのまま積み上げました。また、積み置きした竹に土を被せることは、地表面に竹の根が張っていたため、表土を掻くことができず、実施しませんでした。以前の様に、伐採した竹を何も処理をせずに積み上げるよりも、集積物の嵩が減るのが早いように感じます。

作業人数が多かったため、2時間の作業でも200㎡程度であれば十分に作業が可能であり、処理の仕方も丁寧にできていたと思います。一方で、作業時において、いくつかの注意点や配慮事項があることもわかりました。

再生竹を除去することが目的ではありましたが、小面積に大勢で踏み入ってしまったことにより、林床を荒らしてしまいました。林床には、獣道や野生鳥獣の活用の場になっている箇所もあるため、そういった場所を作業員全員で共有し、配慮することが必要です。具体的には、

- ・伐採する人、竹を割る人、積み置きする人等、あらかじめ分担を決め、大勢がそれぞれに作業をすることがないようにする。
- ・作業ルートを決め、立ち入り範囲を制限する

といったことが挙げられます。緑の質の向上を目指した維持管理作業では、単に伐採や下草刈りをするのではなく、その作業が、その環境で生きる動植物にどのような影響を与えるのかを一人一人が自覚したうえで実施する必要があります。作業をすることが目的となったり、公園のような整然とした環境を求めてしまいがちですが、私たちが行うのは、多様な生物の生育・生息のための補助作業であることや、画一的な環境を目指すのではなく、生息する生物の目線になって多様な環境を維持するように作業計画や内容を検討し、ボランティアと連携して維持管理を進めていきたいと思っています。

②密生した竹を整備し、竹の密度が適正に保たれた明るい竹林を目指すエリア（Dゾーン）

令和7年度も引き続き枯れ竹を除去し、密生した竹の本数を調整しながら適正な竹林を目指した整備を実施します。加えて、伐採した竹はできるだけ現地で処理できるように構造物としての活用や、今後は、竹チップを導入して処理することも検討したいと思っています。

また、今回、ドローンによる調査から、当該地のデータを取得することができ、特に、これまで不明確であった地形を把握することができました。竹林を整備するにあたっては、今後、径路の新設も必要となることから、その際のルート設定や、竹柵工、竹筋工等の構造物の配置の検討に活用したいと思っています。

なお、当該地のモニタリングは、本報告書作成時点では、1か月間のトレイルカメラによる野生鳥獣の利用実態観測だけですが、既にタヌキやノウサギ等の活用が見られており、当該地は、A-Iゾーンとも異なる立地、植生であることから、どのような変化や違いがあるかを今後、植生調査も実施しながら検証していきたいと思っています。

以上

謝辞

委託業務においては、発注前に神奈川県森林協会と共に現地踏査を行い、整備内容についてアドバイスをいただきました。また、モニタリングにおいては、鎌倉市緑化推進専門委員の岩田晴夫氏にご協力をいただき、本報告書掲載の写真の一部についてもご提供いただきました。

ありがとうございました。

3. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域(地域制緑地等)

1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）132頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」28頁を参照



歴史的風土特別保存地区(大仏・長谷観音特別保存地区)

2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）135頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」29頁を参照



鎌倉近郊緑地特別保全地区

3)特別緑地保全地区

① 指定状況・指定方針

鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）137頁を参照

② 取組の実績

「制度・事業別の取組と実績」31頁を参照

○第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の施策の方針「緑の保全等」における成果指標として「特別緑地保全地区指定面積」を設定しています。

○特別緑地保全地区またはその候補地内の市有緑地を対象として、市民の身近な森づくり事業を実施しています。

③ 指定候補地及び緑地の保全の方針

○都市における良好な自然環境を形成する緑地の特別緑地保全地区の指定に向けた取組を進めます。

地 区		面積 (約 ha)	保 全 の 方 針
1	手広	15	・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小 計		28	
3	貞宗寺	4.9	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木 (指定済み)	3.8	(約3.0ha、令和6年11月20日告示) ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	青蓮寺	1.5	・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	小動岬	0.8	・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小 計		9.8(植木地区を除いた面積)	
その他		3.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)、等覚寺地区の拡大候補地(0.9ha)、上町屋地区の拡大候補地(1.1ha)
合 計		41.1(植木地区を除いた面積)	

凡例	
	特別緑地保全地区指定候補地



番号	特別緑地保全地区指定候補地
①	手広地区
②	龍宝寺地区
③	貞宗寺地区
④	植木地区(令和6年指定済み)
⑤	観音山地区
⑥	青蓮寺地区
⑦	小動岬地区
⑧	玉縄城址地区(拡大候補地)
⑨	等覚寺地区(拡大候補地)
⑩	上町屋地区(拡大候補地)

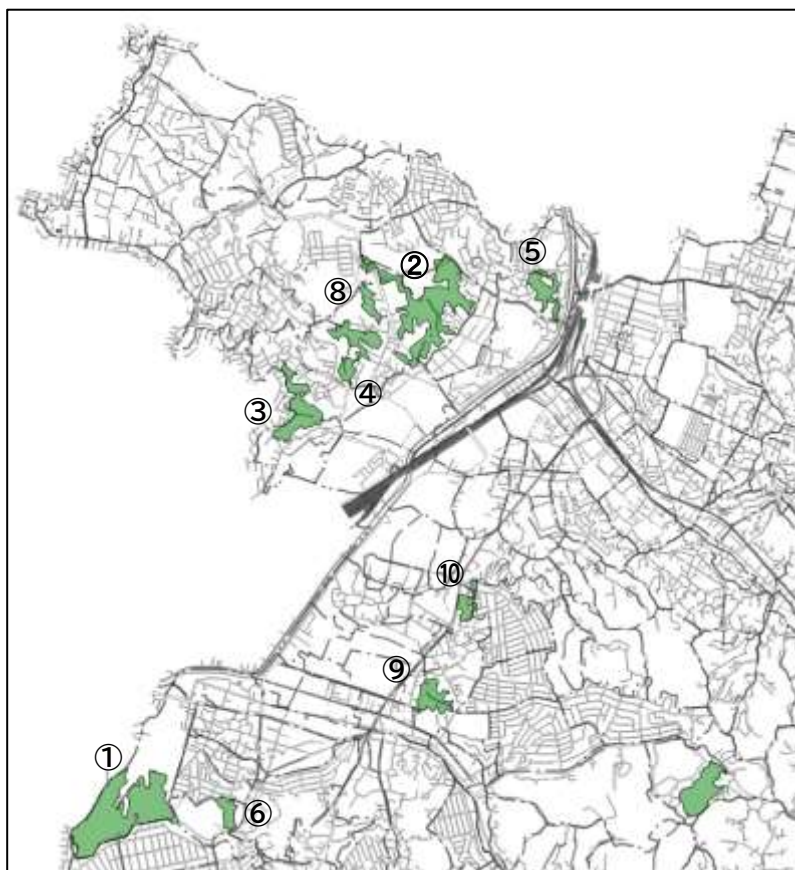


図 特別緑地保全地区指定候補地

地区名	面積(約 ha)	区域	指定年月日
植木特別緑地保全地区	3.0	城廻字打植木	令和6年11月20日
【指定の理由】 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、優れた自然的景観を有する緑地や火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープを有する緑地等は、特別緑地保全地区の指定を図ることを方針としています。 また、鎌倉市都市マスタープランにおいては、当計画地について古都保存法以外の法により緑の保全を図ること、鎌倉市緑の基本計画においては、市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープとしての機能を確保するため、特別緑地保全地区の指定を方針としています。 こうしたことから、今回、当計画地を、市街地における貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、及び地域住民の健全な生活環境を確保することを目的として、本案のとおり特別緑地保全地区を定めるものです。			
保全の方針	施設の整備(案)	買入れ地の管理(案)	
・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。	

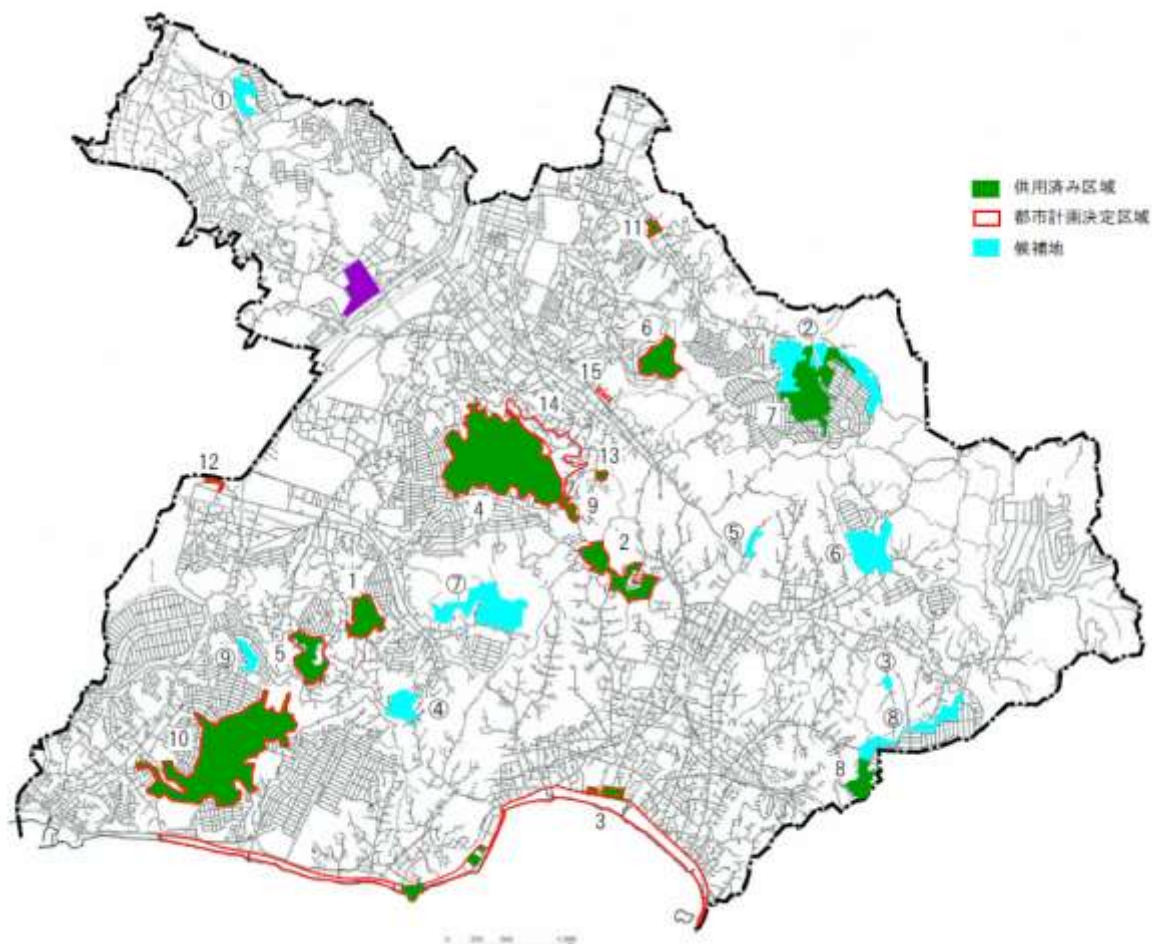
4)生産緑地地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版） 148頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」36頁を参照

(2)主な都市計画公園・都市公園

1)主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。



都市計画公園・都市公園

- 1 笛田公園(地区公園)
- 2 源氏山公園(地区公園)
- 3 鎌倉海浜公園(総合公園)
- 4 鎌倉中央公園(風致公園)
- 5 夫婦池公園(風致公園)
- 6 六国見山森林公園(風致公園)
- 7 散在ガ池森林公園(風致公園)
- 8 浄明寺緑地(都市緑地)
- 9 山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 10 鎌倉広町緑地(都市林)
- 11 岩瀬下関防災公園(近隣公園)
- 12 笛田一丁目公園(近隣公園)
- 13 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 14 山崎・台峯緑地(都市緑地)
- 15 山ノ内宮下小路緑地(都市緑地)

都市公園候補地

- ① (仮称)関谷公園(地区公園)
- ② (仮称)散在ガ池森林公園(風致公園)
- ③ (仮称)華頂宮公園(風致公園)
- ④ (仮称)扇湖山荘公園(風致公園)
- ⑤ (仮称)御谷公園(歴史公園)
- ⑥ (仮称)永福寺公園(歴史公園)
- ⑦ (仮称)北条氏常盤亭公園(歴史公園)
- ⑧ 浄明寺緑地(都市緑地)
- ⑨ (仮称)腰越2号緑地(都市緑地)

神奈川県立大船フラワーセンター

- ① 指定状況
鎌倉市緑の基本計画（令和４年改定版）150～163 頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」50～52 頁を参照

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9.24(当初決定)	52.5	S41.10.20	4.15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
	R 元.6.14	28.2	H14. 4.26	7.0	
	(名称及び区域変更)				
	R5.11.30(区域変更)	28..1			
【都市計画決定の理由】 ・ 鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 52.5ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。					
					
整備の方針					
坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。 鎌倉地域の漁業支援施設整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。					
維持管理の方針					
【植物管理】 本市の特徴的な海浜景観の保全や生態系の保全に配慮し、樹木・草木・芝生等を維持管理・育成する。クロマツの害虫被害への対策・対応を実施する。 芝生管理は、適切な灌水のほか、生育状況に応じた芝刈りや、芝の張替えを行う。 補植を行う場合は、厳しい海岸沿いの環境に合わせた樹種を用いる。					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。 潮風等、海洋性気候の影響を著しく受けることから、樹木の成長阻害や、施設の損耗を防ぐため、防風ネット等の損傷については速やかに修復を図る。 遊具等のスチール部材の腐食を軽減するために、点検を頻繁に実施し、必要に応じた防腐処置を施す。 本公園は、年間を通じて多くの市民や観光客が訪れる場所であるため、清掃を頻繁に行い、園内の美化に務める。					

■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3.31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)		R 2.4.14	42.7	
	S55. 2.15(区域変更)		R4.3.25	43.6	
	H19.11.16(区域変更)	51.2	R4. 5. 16	51.1	
			(うち約 26.5ha を山崎・台峯緑地として供用開始)		

【都市計画決定の理由】

・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。



整備の方針

平成 19 年に区域拡大の都市計画変更を行った山崎・台峯緑地(風致公園部分)は、未供用部分について(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って整備を図る。

維持管理の方針

〔植物管理〕

現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図る。

高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。

病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。

都市緑化植物園では、生垣見本園を良好な状態に保つため、適切な剪定・刈り込みや枯損木の植え替えを行う。

芝生については、芝刈りや必要に応じたエアレーションを行い、健全な育成に努める。

花壇については、四季折々の草花を植栽し、公園の美化に努める。

既存の樹林については、原則として危険木や倒木の伐採に留め、現存自然植生から潜在自然植生への緩やかな遷移を促す。

〔施設管理〕

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・遊戯施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

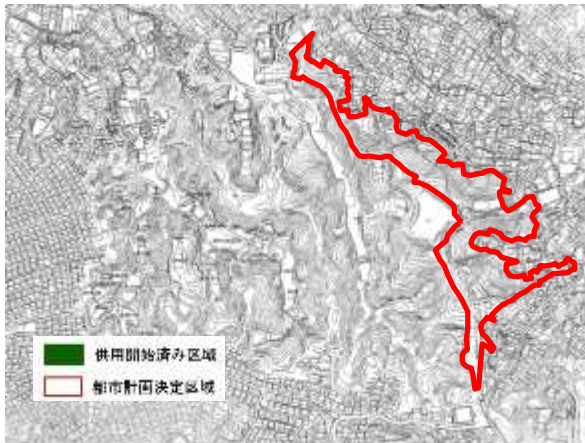
現存する畑や水田については、農作業体験ができる施設として、谷戸の湿地、水系等については自然観察・学習ができる施設として、適切な維持管理に努める。

平成 19 年に区域拡大の都市計画変更を行った山崎・台峯緑地(風致公園部分)は、(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿った維持管理を行う。

■街区公園

名称(案)	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
(仮称)大船三丁目公園	-	0.33	-	-	大船三丁目 252 番 外
【都市計画決定の理由(案)】 ・公園の不足する市街地において、貴重な子どもの遊び場やレクリエーション空間を整備するため、旧小袋谷子どもの広場を街区公園として都市計画決定する。					
整備の方針(案)					
市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるような公園整備を行う。 市街地において、景観に潤いを与え火災の延焼防止に寄与する、緑の空間づくりを行う。					
維持管理の方針					
[植物管理] 公園の一時避難地としての機能を確保するため、緊急時の防火樹林帯となる樹木を良好に維持する。 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。					
[施設管理] 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山崎・台峯緑地	H31.2.6	8.6	—	—	山ノ内台字西ノ台 外
【都市計画決定の理由】					
・鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を図るものです。					
整備の方針					
「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」を基本理念とし、周辺環境に対する影響や負荷を考慮した整備を進める。					
(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って整備を行う。					
維持管理の方針					
(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って、植物及び施設管理を行う。					
市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力の基に築き、台峯にふさわしい組織による維持管理を進める。					
周辺環境に対する影響、負荷を考慮した利活用及び維持管理を実施する。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内宮下小路緑地	R 元.12.2	0.31	R4.3.25	0.3	山ノ内字宮下小路地内
【都市計画決定の理由】					
・旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としての JR 横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などとの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、良好な自然的環境の保全を図るものです。					
整備の方針					
未供用部分について整備を図る。					
維持管理の方針					
【植物管理】					
現状の樹林地を主体とした自然的環境を保全することを基本とする。					
良好な緑地環境維持のために必要な除伐、間伐、倒木処理等の樹林管理を行う。					
【施設管理】					
休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕等により、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					
隣接する道路や住宅地等への落石を防護するため、施設の点検及び修繕を適切に行う。					

(3)緑の基本計画で設定する区域

1)保全配慮地区

○保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。(資料編 5、6 頁)

2)緑化重点地区

○緑化重点地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。(資料編 7 頁)

4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績

流域における緑の環境づくりの考え方

緑の種類や分布状況は流域毎に異なりますが、上流の丘陵樹林地-水系-下流域の海浜又は主要河川で構成される骨格をなす緑を軸に、次のような考え方に沿って、流域内の人と人、人と緑のつながりがより感じられる緑の環境形成を目指します。

(流域全体)

- 歴史文化資源と結びついた緑を大切に保全し、継承します。
- 防災・環境負荷低減につながる緑の維持管理を行います。
- 上流域～下流域の緑のつながりが意識されるよう、自然環境の骨格をなす丘陵樹林地-河川-海浜の緑の連続性を確保します。
- 山と海をつなぐ水系の自然環境軸・景観軸・レクリエーション軸としての機能を高めます。
- 主な都市公園や歴史文化資源を、流域の交流活動拠点として活用するとともに、流域住民の交流拡大に向けて、これらをつなぐ歩行ルートを設けます。
- 緑の環境づくりに向けた、流域住民との多面的な連携事業を進めます。



図 流域区分図

■主な取組、実績

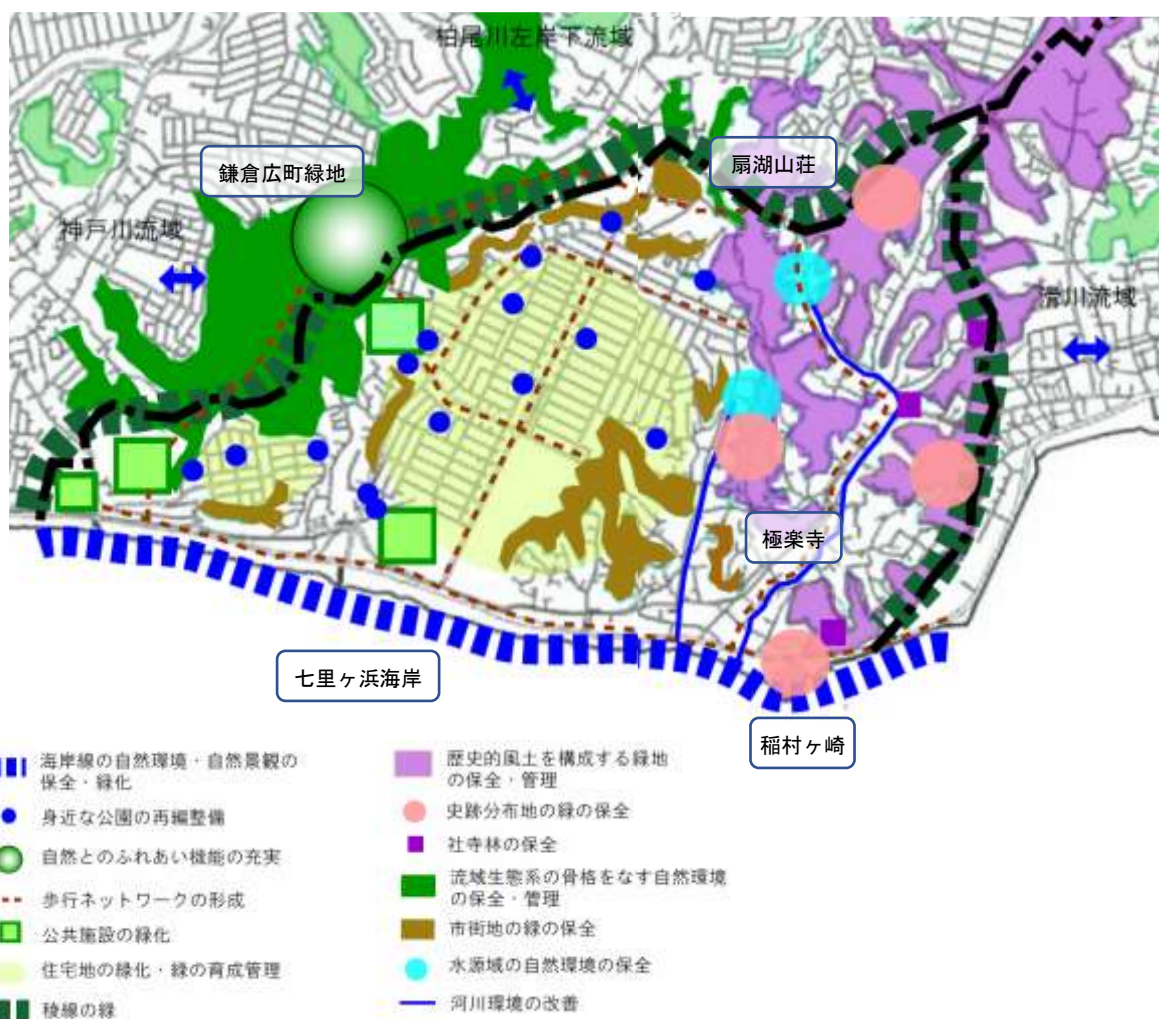
区分	取組、実績
緑地の保全の取組	・浄明寺・十二所地区、大町・材木座地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業を行いました。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、県有地の危険木の伐採を行いました。
都市公園等の整備の取組	・老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。（由比ガ浜はげ公園 複合遊具） ・旧華頂宮邸の庭園の一般公開を行いました。 ・史跡大町釈迦堂口遺跡の公開に向け暫定整備を進めました。
緑化の推進の取組	・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・由比ガ浜学びの学校の整備に伴い、敷地内の緑化を計画しました。 ・風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。 ・県が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 265 本を剪定しました。また、マリーゴールド等の花苗を 3 回提供し、NP0 かまくら桜の会が若宮大路の植栽・植え付けをしています。
連携の推進の取組	・源氏山公園で、緑のレンジャー（シニア）講座を実施しました。 ・風致保存会が樹林地の維持管理作業を実施しました。 ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。 ・源氏山公園や妙本寺において、NP0 法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。 ・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・県から花苗の提供を受けたかまくら桜の会が若宮大路の植栽・植え付けを行いました。



(2)極楽寺川流域（鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）174～177 頁）

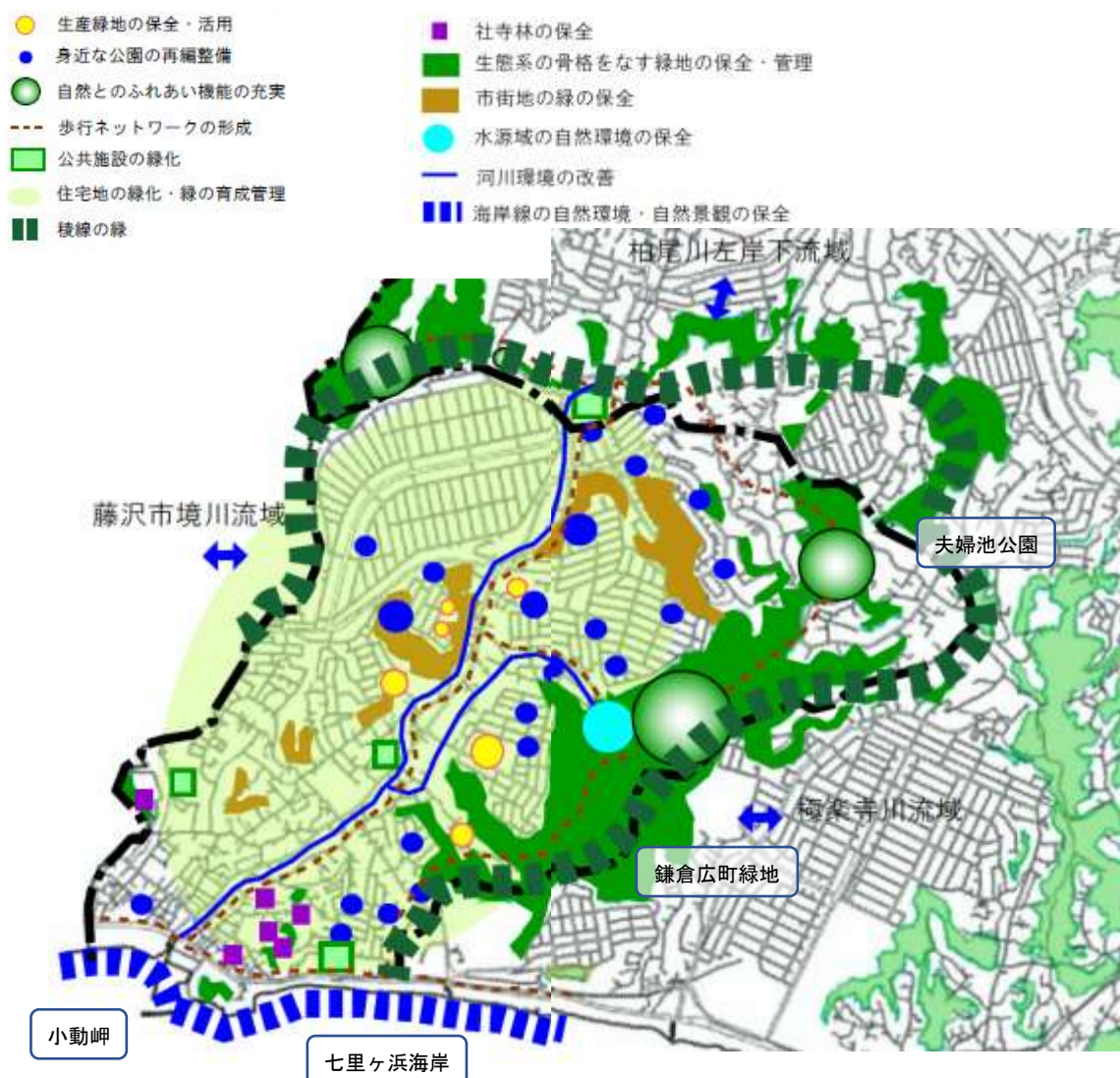
■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、県有地の危険木の伐採を行いました。
都市公園等の整備の取組	・扇湖山荘の維持管理を行いました。 ・老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。（七里ガ浜東三丁目公園 複合遊具） ・鎌倉市公的不動産利活用推進方針に基づき扇湖山荘を利活用する事業者を選定するとともに、当該事業者と基本協定を締結し、利活用及び貸付けに向けた協議を開始しました。
緑化の推進の取組	・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。



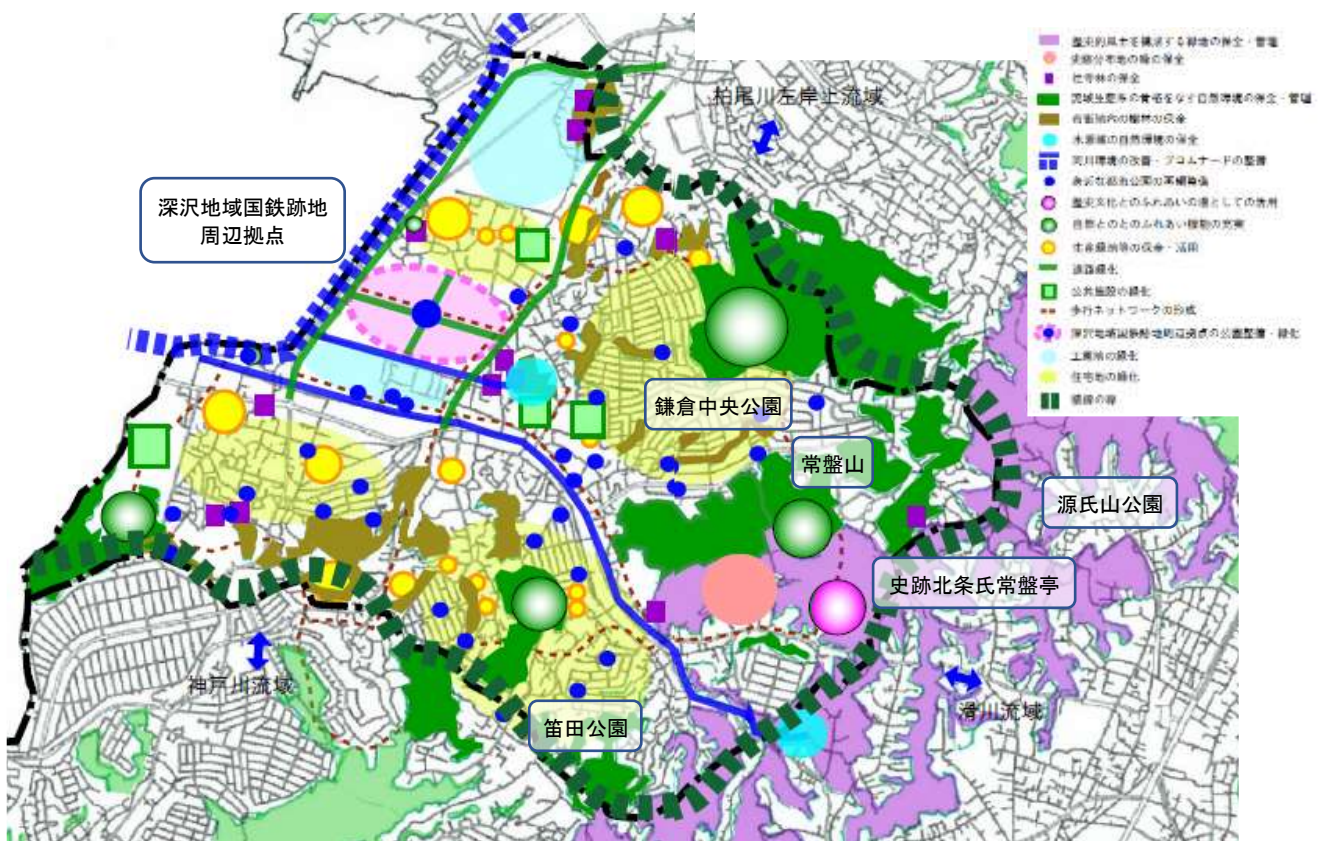
■取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	・ 民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・ 保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・ 市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・ 緑地維持管理相談専門委員による相談事業を行いました。 ・ 小動岬地区における区域内行為に対して、事業者との調整を行いました。
都市公園等の整備の取組	・ 鎌倉広町緑地において、鎌倉広町の森市民の会が指定管理事業者として維持管理を行いました。 ・ 老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。 （腰越さる公園、御所たぬき公園 ブランコ がんだが谷北公園 すべり台）
緑化の推進の取組	・ まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・ 開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・ 風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・ 街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	・ 夫婦池公園で、緑のレンジャー（シニア）講座を実施しました。 ・ 公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。



■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	・ 民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・ 保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・ 市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・ 常盤山特別緑地保全地区で、市民の身近な森づくり事業を実施しました。 ・ 緑地維持管理相談専門委員による相談事業を行いました。 ・ 寺分一丁目特別緑地保全地区の一部について、公共嘱託登記を行いました。
都市公園等の整備の取組	・ 寺分かまきり公園(414.22㎡)を供用開始しました。 ・ 老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。(笛田コアラ公園 すべり台) ・ 鎌倉市都市公園条例を改正し、笛田公園駐車場の利用料金及び利用時間を規定しました。
緑化の推進の取組	・ 開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・ 風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・ 街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。 ・ 市営住宅の整備に伴い、敷地内の緑化を行いました。
連携の推進の取組	・ 公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・ 鎌倉中央公園において、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。 ・ 鎌倉中央公園において、鎌倉市緑化まつりほか、啓発イベントを実施しました。 ・ 県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。 ・ 常盤山特別緑地保全地区において、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーと連携した維持管理活動を実施しました。 ・ 寺分一丁目特別緑地保全地区において、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。



■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業を行いました。 ・特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園の維持管理を行いました。
都市公園等の整備の取組	・山崎・台峯緑地（風致公園）の用地の一部 2,340 m²を取得しました。 ・（仮称）山崎・台峯緑地（都市緑地）の基本設計を策定しました。 ・（仮称）大船三丁目公園の整備に向けた調整を進めました。 ・台くわがた公園（552.05 m²）を供用開始しました。 ・老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。（滝ノ入うさぎ公園 すべり台）
緑化の推進の取組	・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。 ・砂押川プロムナードのサクラ9本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。
連携の推進の取組	・散在ガ池森林公園で、緑のレンジャー講座を実施しました。 ・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・散在ガ池森林公園や六国見山森林公園、建長寺において、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。 ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。



■主な取組、実績

区分	主な取組、実績
緑地の保全の取組	・植木特別緑地保全地区の都市計画決定を行いました。 ・植木1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しています。 ・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業を行いました。
都市公園等の整備の取組	・老朽化した遊具を撤去し、新たに設置しました。 (中村ふくろう公園 ジャングルジム 岡本耕地公園、玉縄とき公園 複合遊具)
緑化の推進の取組	・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・植木1号市民緑地愛護会による活動が行われました。



鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取組)
令和7年度版(令和6年度の実績)

編集 発行 令和7年●月

鎌倉市都市景観部みどり公園課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL: 0467(61)3486 FAX: 0467(23)8700

E-mail: midori@city.kamakura.kanagawa.jp



E-mail